

## ベトナム黎鄭政権における鄭王府の財政機構 —— 18世紀の六番を中心に ——

上 田 新 也\*

### **The Financial Organization of the Le-Trinh Government in Eighteenth Century Vietnam: An Examination of “Luc Phien” in the Princely Court of Trinh**

UEDA Shinya\*

This essay examines the financial organization of the Six Departments (Luc Phien) established by the Princely Court of Trinh at the beginning of the eighteenth century, which corresponded to the Imperial Court's six Ministries of Personnel, Revenue, Rites, War, Justice, and Works. First, it is shown that although each department carried out the business of its corresponding ministry, it had its own financial organization for doing so, making for a characteristic situation. The essay then examines the personnel composition of the Six Departments, using personal titles rubbed from stone monuments, to show that eunuchs filled important posts and played critical roles in the finances of the Princely Court. Significantly, most upper level bureaucrats of the Six Departments served concurrently as commanding officer of the army, while lower level bureaucrats actually worked in the garrison with the title of local government official. This examination indicates that the financial and military organization of the Princely Court was unified in the rank and file of the local administration and explains the activities of eunuchs as both financial bureaucrats and military men in the Le-Trinh government. It is argued that such a situation occurred because the Princely Court expanded its financial organization, using its own military organization, with no distinction between “inner court” and “outer court.”

**Keywords:** early modern history, Vietnam, Le-Trinh Government, Six Departments, financial organization, monument rubbing

**キーワード:** 近世史, ベトナム, 黎鄭政権, 六番, 財政機構, 拓本

### は じ め に

本稿で検討する黎鄭政権とは17世紀から18世紀にかけて昇龍（現ハノイ）を都としてベトナム北部を支配した政権である。ベトナムにおいては15世紀に成立した黎朝が、1527年莫登庸の篡奪により一旦滅亡する。しかし黎朝滅亡間もない1533年、阮淦は黎朝皇族を莊宗（位

---

\* 広島大学大学院文学研究科; Graduate School of Letters, Hiroshima University, 1-2-3 Kagamiyama, Higashi-hiroshima City, Hiroshima 739-8522, Japan  
e-mail: uedashinya\_vnjp@yahoo.co.jp

1533-48)としてラオス山中で擁立し、さらに清化、乂安へと進出して紅河デルタを支配する莫氏と対抗した。阮淦に率いられる軍団は1545年の彼の死去後、女婿の鄭検へと受け継がれ、これ以降鄭氏一族により継承されていくこととなる。その後、この清化、乂安を基盤とする勢力は1592年に莫氏より紅河デルタを奪取することに成功し、以降1787年に鄭氏が滅亡するまでの約2世紀に渡り紅河デルタを支配することとなった。しかし再興された黎朝においては形式上、黎氏が皇帝として推戴されてはいるものの、皇帝は実権に乏しい。特に1599年に黎朝皇帝より王爵を授けられた鄭松が王府を開いて以降、鄭王によって政治的実権が掌握されていると言ってよい。<sup>1)</sup>

この黎鄭政権について検討するに際して重要なのは桜井由躬雄による村落史研究〔桜井1987〕の立場からの問題提起である。桜井は17-18世紀の紅河デルタにおける「中間権力」の増大と自立性の高い村落群の形成を指摘する。しかし一方でこの問いかけに答えるべき黎鄭政権制度史の研究は蓄積に乏しく、「中間権力」の実態について十分な答えを用意するには至っていない。<sup>2)</sup> 黎鄭政権については清化、乂安の軍事力を権力基盤とする鄭氏の武人政権的な性格がしばしば言及されるものの、<sup>3)</sup> いずれもその紅河デルタ村落支配がいかなる制度や組織のもとで行われていたのか不明なままであり、このため17-18世紀の紅河デルタ村落の変遷の背景が不鮮明となっている。一方で政治面については和田正彦〔1978〕が黎鄭政権において宦官が軍隊指揮官、財務官僚として活躍していることを指摘し、さらに蓮田隆志〔2005〕は日本との朱印船貿易において、宦官が黎鄭政権側の窓口となっていることを指摘するなど、いずれも宦官の役割を強調している点は重要である。しかしこれらの研究は宦官の活動を個別事例的に挙げるにとどまり、宦官重用の背景を十分に明らかに出来ていない。これを考察するためにはまず黎鄭政権の支配体制内における宦官の位置を明らかにしなくてはならないにもかかわらず、そのために必要な制度や組織についての研究が不足してきたのが原因である。ここでも黎鄭政権の制度研究の不足がそれ以上の考察を阻んでいると言えよう。

このように従来、黎鄭政権の制度研究が不足してきた最も大きな要因は史料の不足にある。しかし近年、ベトナム史を取り巻く史料状況は大きく変わっている。特に17-18世紀に関して

- 
- 1) 黎鄭政権については通常「黎朝後期」「鄭氏政権」などの呼称を用いるが、本稿では行論に混乱を来すため用いない。政権全体を指す語句としては「黎鄭政権」を用い、特に黎朝系組織や鄭氏系組織などに限定して言及する時のみ「黎朝」「鄭氏」の語句を用いる。
  - 2) 桜井の「中間権力」概念の問題点については桃木至朗の書評論文〔1991: 91〕及び拙稿〔2006: 22-23〕参照。
  - 3) 代表的なものとして、この時代についての専著としてはLe Kim Ngan〔1974〕やTruong Huu Quynh〔1983〕など。また六番についての専論としてはNguyen Duc Nhue〔1997〕があり鄭王府の「番」の拡大を鄭王の権力強化と結びつけて論じているが、六部と「番」の関係が分析の中心であり、六番自体の機構、組織については考察に乏しい。また財政面についての専論としてDo Duc Hung〔1995〕があるものの、専ら税額のみが問題とされて六番については言及がない。

はハノイのハンノム研究院 (Vien Nghien cuu Han Nom) に所蔵される碑文拓本が *Tong tap Thac ban Van khac Han Nom* (以下『拓本集』)<sup>4)</sup> として刊行され利用が容易になったことは大きい。黎鄭政権の官僚機構は黎朝から継承された黎朝系の官職体系と、鄭王府を中心とした鄭氏系の官職体系の大きく2つに大別され、多くの官僚が双方を兼任しているのが特徴である。特に中央においては鄭王が政治的実権を掌握した結果、黎朝朝廷の官職はかなりの部分が形骸化して実態を伴っておらず、職務を伴わない官品を示すためだけの官職、つまり散官となっているケースが多い [上田 2006: 25]。一方で実職である鄭王府系官職については鄭王府の制度や組織にあまりに未解明な部分が多いために、その人物が具体的にどのような職務を行っていたのか不明である場合が多かった。しかし『拓本集』中には鄭氏系官職を帯びた人物が数多く現れ、これらと従来の史料を組み合わせることによってある程度鄭王府の構造を明らかに出来る。そこで本稿ではこれら新史料を加味しつつ鄭王府を中心とした黎鄭政権の財政機構を明らかにし、17-18世紀の紅河デルタにおける支配体制を制度面から理解するための基礎とすることを試みたい。なお本稿で使用する清乂、四鎮などの地域区分については図1の地図を参照されたい。

## I 禄社制の再整理

鄭王府の財政機構を検討するに先だって、まず黎鄭政権の財政基盤を示しておく。黎鄭政権については財政の規模や構成を示す具体的な数値史料は現存していないが、『欽定越史通鑑綱目』(以下『綱目』)<sup>5)</sup> 永盛9年(1713)7月条の註には当時戸籍に登録されていた人丁数、つまり当時、課税対象とされていた成年男子の人数についての記述があり、ある程度の推測は可能である。それによれば1713年時点の人丁数について内圉子各社64,267人半(31%)、恩禄・寓禄各社が合計20,038人半(10%)、制禄各社86,851人(42%)、自隸各社8,892人(4%)、祀事各社26,262人(13%)とされている。<sup>6)</sup> これは黎鄭政権期の官僚の俸給制度である禄社制に基

4) Trinh Khac Manh; Nguyen Van Nguyen; and Philippe Papin, eds. 2005-06. *Tong tap Thac ban Van khac Han Nom*. vol. 1-7. Ha Noi; Vien Cao hoc Thuc hanh, Vien Nghien cuu Han Nom, Vien Vien dong Bac co Phap. ハンノム研究院所蔵の拓本を刊行したもので各巻1,000枚分の拓本を収録する。現時点(2007年10月)で10巻までが刊行されているが、8巻以降は未入手のため本稿では参照していない。またハンノム研究院所蔵の拓本については年代部分が偽造されているものが多数含まれることが指摘されている [Nguyen Van Nguyen 2006a; 2006b]。そのため『拓本集』には偽造の疑いのある拓本についてはその旨が明記されており、本稿ではこれらの拓本はデータから除外し、使用していない。なお本稿で使用する拓本番号は、『拓本集』中に見えるハンノム研究院の所蔵番号である。

5) 国立中央図書館(台北)影印本。

6) 各社に属する人丁はさらに另兵(現役兵)、軍項(予備兵)、民項(20~50歳)、黄丁(17~19歳)、老項(51~60歳)、老饒(61歳~)などに分類され、それぞれ人丁税の額は異なる。黄丁、

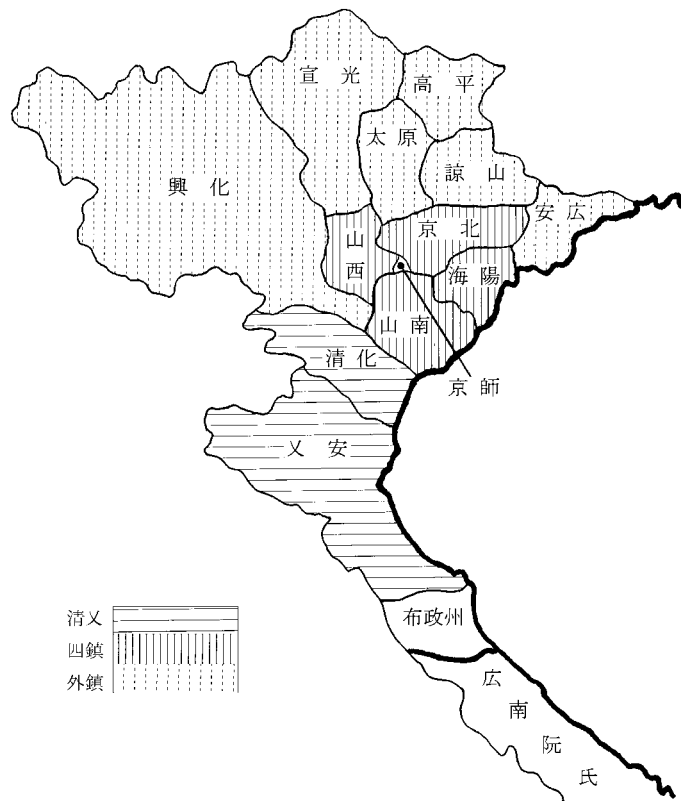


図1 黎鄭政権の行政区分（17世紀末）

づく人丁の分類であり，理解するためにはまず禄社制について説明しなくてはならない。幸い桜井〔1987: 183–189〕が禄社制について簡潔に整理しており，以下これに基づいて概要を示す。

禄社制とは官僚に対し，俸給として主に「社」<sup>7)</sup>を単位として支給し，そこでの税収を受給者の俸給とするものである。このように官僚の俸給として設定された社を禄社と呼ぶ。禄社はさらに受給者の違いなどによって恩禄，寓禄，制禄，自隸，祀事などに分類される。これら禄社に属さない人丁は内圉子と呼ばれ，彼らに課せられる税は官員の俸給としては消費されずに国の収入となる。各禄社について説明すると，恩禄は致仕した官員に対し官品に応じて支給され

↙ 老項の人丁税は民項の半額とされており，彼らを0.5人分として換算したために小数点以下の端数が出たのであろう。また人丁税の他に，所有する田土の収穫に対して課せられる田土税があり，これらを合わせたものが禄社受給者の俸給となったようである。この他，労役負担については変動が多いが，概ね銭納化されて黎朝系地方官衙の収入となっていたようである。

7) 複数の自然村落を集めた末端の行政単位。黎鄭政権期の紅河デルタにおける行政区分は通常，処（承宣）－府－県－社の順をとる。この他，複数の社をまとめた単位として「総」という呼称が17世紀の段階で既に存在するが，その機能は不明である。

る一種の退職手当である。寓禄については、桜井〔同上書：220〕は註において「鄭王府の出現によって生じた品位と職務の不一致を補うためにつくられた新たな俸給体系」とするのみでその受給者については明言を避けている。制禄については、武官の俸給とする Nguyen Thanh Nha [1970: 66] の見解を桜井は否定し、黎朝の官品に応じて与えられる俸給、つまり品秩としている。皂隸は殿廟や寺院などの施設に対して支給されるもの、祀事は功臣などを輩出した一族に対し、その祭祀を維持するため一族に与えられるものである。

しかし桜井による禄社分類は、黎鄭政権では黎朝系と鄭氏系という2つの組織体系が存在しているということを加味した上での再整理が必要である。まず寓禄の支給規定について『歴朝憲章類誌』（以下『類誌』）<sup>8)</sup> 卷18、官職誌、仕例恩恤之典、俸禄例の記述を見ると、支給対象は何れも黎朝系官職である点は共通しており、鄭氏系の官職は含まれていない。これだけを見る限り、寓禄は黎朝系官職に応じて与えられる職務手当、つまり職秩と見るのが妥当である。但し都指揮使や指揮使など黎朝系の武官職に対する寓禄の規定が全く見られない。しかし鄭氏系官職にも寓禄を支給したことを示す史料も若干存在している。例えば『綱目』景興38年（1777）註では参従に2社、陪従に1社の寓禄を支給したという記載があり、桜井もこれを根拠として既述のような寓禄定義をしている。しかし17世紀の段階で参従が黎朝系の官職として主に六部尚書を兼帯し、陪従が左右侍郎の官職を兼帯することが既に一般化しており〔上田2006: 25〕、この記述を即座に参従、陪従といった鄭氏系官職自体への寓禄支給と解するのは危険である。このような黎朝系官職の兼帯という現象は参従、陪従に限るものではなく、後述するように鄭王府で勤務する人々の大半は黎朝系の官職を兼帯している。また1718年の六番の設置以降、六部の形骸化、六部系官職の散官化はさらに加速している。その結果として、ある人物を参従や陪従に拔擢するに際して形式上黎朝系官職を兼帯させ、その職秩を俸給とするということであったであろう。その意味では寓禄は「品位と職務の不一致を補う」ためのものとする桜井の見解は正しい。『綱目』の記述は18世紀後半にはそのような状況が常態化した結果であろう。しかしそれは黎朝系官職を兼任することによって初めて支給されるものであって、法制度的にはあくまで黎朝系官職の職秩であると解したほうが良い。

次に制禄について見ると、『類誌』卷40、兵制誌、養恤之典、稟禄や『黎朝会典』<sup>9)</sup> 戸属にある「管兵制禄」がこれに該当すると考えられる。これを見ると管兵、つまり部隊長に対し、統

8) 本稿では東洋文庫の写本（所蔵番号X-2-38）を使用。

9) ハンノム研究院所蔵A. 52. 黎鄭政権の制度を包括的に記した貴重な史料であるが成立年代ははっきりしない。但し『大越史記全書』（以下『全書』：陳荆和（編校）。『校合本 大越史記全書』東京：東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター）の龍徳3年（1734）秋7月－冬10月条によれば『国朝会典』の編纂が命じられている。一方で『黎朝会典』に含まれる法令類も永慶年間（1729－32）までであり、同一物の可能性は高い。恐らく後年、筆写される際に「国朝」を「黎朝」に書き換えられたのであろう。

率する部隊に応じて16社から1社の制禄を支給することが定められている。さらに『拓本集』所収のN.2987-2990の拓本を見ると、鄭徳潤<sup>10)</sup>という人物の制禄受給について以下のように記されている。

甲戌年(1694年)の冬、命を奉じて翰林院侍読となり、さらに差遣されて清化参鎮の官員となり、左捷奇を委ねられ、加えて制禄を与えられた。さらに安場における軍士や民の租税の管理を兼任することを命ぜられ、全てを掌握した。<sup>11)</sup>

これによれば1694年、鄭徳潤は清化参鎮の官員として差遣され、そこで左捷奇の指揮官となり、それに伴って制禄が与えられている。左捷奇は『類誌』巻39、兵制誌、設置之額によれば定員400人の部隊であり、さらに前記の『類誌』及び『黎朝会典』を見ると左捷奇の制禄を共に8社としているのが確認できる。上記の記述は鄭徳潤に制禄として8社を支給したものと考えて良い。これら史料中の記述を考え合わせると、制禄とは統率する部隊に応じて部隊長が支給される一種の職務手当とするべきであろう。前述のように寓禄に黎朝系武官職への支給規定が見られないのは、制禄という別個の俸給体系が武人のために存在していたためと考えられる。

それではなぜ武人に対しては黎朝系官職に基づいた職秩を支給しなかったのであろうか。この疑問に答えるためには、15世紀に成立した黎朝の軍制と、17-18世紀の黎鄭政権の軍制が全く異なっていることを理解する必要がある。元来の黎朝の軍制は明朝初期の五軍都督府制を模倣したものであり、その軍事力は各地に設置された衛所によっている。<sup>12)</sup>しかし16世紀の戦乱を経た黎鄭政権では衛所は完全に消滅しており、このため衛所制に付随する都指揮使、指揮使などの官職も空名化して武人の品階を示すものでしかなくなっている。黎鄭政権の軍隊は主に清又優兵と呼ばれる清化、又安出身の兵士によって構成され、軍政系の官職として各処に鎮守が置かれて都指揮使の職務を代替している。<sup>13)</sup>

ここで問題となるのは、清又優兵を中心として構成される黎鄭政権の軍隊は「該奇官」「該

10) 京北処東岸県出身の科挙官僚。1676年、24歳で科挙に登第し、1713年に陪従礼部右侍郎で死去。碑文には引用箇所以外にも履歴が精細に記されている。これによれば黎朝系官職を兼帯しつつ、実際は差遣されて鎮守の属官として軍政を担当した人物であったようである。黎鄭政権では実体に乏しい黎朝系官職を帯びつつ、実職として鄭氏系の官職に就任するケースが多いが、鄭徳潤もこの一例である。この際、法制度上は差遣の形式を取る。黎鄭政権の官僚制度の特徴として差遣が広範囲で行われ、差遣概念も内容に応じて「欽差」「奉差」「添差」「内差」などに細分化している事が挙げられるが、詳細は別稿に譲る。

11) 「甲戌冬、恭奉旨准翰林院侍読職、仍差為清華処参鎮官、給以左捷官兵、加以制禄民社。尋命兼知安場軍民租賦、総皆開掌。」

12) 但し黎朝の五軍都督府制は必ずしも忠実に明朝の制度を模倣していたわけではなく、清化、又安出身の兵士からなる中軍のみが京師周辺に駐屯するという清又優位の体制を取っている[八尾1989]。

13) 黎鄭政権の清又優兵を中心とした軍制についてはLe Dinh Sy [1995]及び上田[2006: 28-31]を参照。

隊」「正隊長」「隊長」などの呼称を持つ部隊長によって率いられるものの、法制的にはこれらの部隊長職はいわば黎朝制度の枠外に設けられたものであって、黎朝制度体系の中では無位無冠の者に過ぎないということである。当然ながら彼らに対する黎朝系の職秩、品秩の規定は存在しない。このような状況の中で 1671 年 11 月に各部隊長に対して黎朝系武官職を兼帯させる措置をとっており、その規定が『黎朝詔令善政壹本』<sup>14)</sup> 吏属の「旨准該隊・正隊長・隊長・優另随次銓授例」として以下のように記載されている。

該隊，副該隊，正隊長，副隊長で未だ職のない者は，それぞれに応じて以下のように昇格させ官職を授ける。該隊には正四品の指揮使などの職。副該隊には従四品の指揮僉事などの職。正隊長には正五品の管領などの職。副正隊長には従五品の副管領などの職。隊長には正六品の正武尉などの職。副隊長には従六品武尉などの職。優另には正七品の副武尉などの職。<sup>15)</sup>

ここで述べられている「該隊」「副該隊」「正隊長」「副隊長」は何れも黎鄭政権期の部隊長の呼称である。部隊長職にありながら「未だ職のない者（未有職者）」に対して官職を授ける，という記述は一見矛盾するが，黎鄭政権では 2 つの組織体系が存在することを念頭に置けば，黎朝系官職を保有していない部隊長クラスの武人を指すものと理解できる。この様な人々に対し，該隊は正四品，副該隊は従四品というように，正七品までの黎朝系武官職を兼帯させている。この様な措置をとられたのは，黎鄭政権の軍制が 15 世紀に成立した軍制から既にかき離れたものとなっていたにもかかわらず，黎朝皇帝を推戴する鄭王としてはたとえ形式的ではあっても黎朝系武官職を兼任させることによって黎朝の制度を継承しているということを示す必要があったためであろう。しかし『全書』などの史料からはこの時期に 15 世紀の軍制への復帰を試みるような改革は全く確認できず，『拓本集』中には，これ以降も依然として「該隊」「隊長」などの部隊長職は頻出する。しかもこの規定においては，部隊長職のランクに応じて機械的に黎朝系武官職が割り振られている。この措置の背景には，この時点で既に元来の黎朝軍制への復帰が不可能である（あるいは復帰したくない）という状況があり，そのため実体のない黎朝系武官職を各部隊長に適当に割り振ったと見るべきである。この様に理念上の黎朝軍制と実際の軍制がかき離れてしまった状況の中で，黎朝系武官職に基づいて俸給を支給することは不可能であつたろう。この様な黎朝俸給体系と実際の軍事機構の乖離を埋めるため，黎鄭政権では武人については黎朝系武官職に基づく職務手当，つまり寓禄の支給を行わず，別個に武人のた

14) ハンノム研究院所蔵 A. 257.

15) 「一，該隊・副該隊・正隊長・副隊長未有職者，応許陞次銓授有差。該隊，正四品指揮等職。副該隊，従四品指揮僉等職。正隊長，正五品管領等職。副正隊長，従五品副管領等職。隊長，正六品正武尉等職。副隊長，従六品武尉等職。優另，正七品副武尉等職。」

めの俸給体系として制禄が生み出されたと考えられる。この様に考えると桜井が寓禄に想定した概念は、法制度的にはむしろ制禄に当てはめるべきであろう。従って桜井が否定した Nguyen Thanh Nha [1970: 66] の見解が正しい。<sup>16)</sup>

このように禄社制を再整理し、寓禄を黎朝系官職の職秩、制禄を武人の職秩とした場合、黎鄭政権では武人への俸給がかなりの割合を占めることとなり、鄭氏の武人政権的な性格を傍証している。しかしより重要なのは禄社制の検討を通じて浮かび上がる黎朝系制度体系と鄭氏系制度体系が併存する黎鄭政権の制度面での二重構造である。その中で鄭王府の財政機構がいかなる構造を持ち、それが軍事機構といかなる関連を持っていたのかを検討しなくてはこの時代の支配体制の性格を規定するには不十分であろう。以下では18世紀初頭に設けられた六番を中心として鄭王府の財政機構を検討していく。

## II 六番の職掌と組織

まず財政機構を検討するに当たって、鄭王府において財務を担当していた「番」の職掌、組織を明らかにしなくてはならない。鄭王府には17世紀中は戸番、兵番、水師番という3つの番が設けられており、さらに1718年に鄭綱により再編成されて吏番、戸番、礼番、兵番、刑番、工番という6つの番が設けられた。これがいわゆる六番である。六番の職掌や人員構成について『類誌』巻14、官職誌、官名沿革之別は以下の様に述べている。

黎裕宗の永盛年間（1705-1720）に初めて六番を設置した。黎朝の復興以来の旧制度では、兵番、戸番、水師番という3つの番があるのみで、将臣吏100人あまりを充てていた。ここに至り吏番、戸番、礼番、兵番、刑番、工番を設けて六番とし、左中宮、右中宮、東宮、西宮、南宮、北宮を帰属させて六宮と称した。およそ宮中、清乂、四鎮、外鎮などの各鎮の財政、軍政、民政は全て六番の官衙に属し、文臣を知番に任じ、宦官と文属（鄭王の私臣）を副知番、僉知番に充て、各番に60人の吏を属させた。その職務は多忙にして重要であり、六部の職務と財務の職責の全てを担った。<sup>17)</sup>

16) このように寓禄を黎朝系文官職の職秩、制禄を武人の職秩とした場合、禄社制の中から黎朝系の品秩に相当する禄社が失われる。参考に『類誌』巻18、官職誌、仕例恩恤之典、俸禄例により黎朝前期の品秩規定を見ると、官品に応じて月毎に銭を支給している。しかし黎鄭政権では黎朝系の官職自体が文官、武官共に形骸化が激しく、散官化する傾向がある上、『拓本集』中には正一品を意味する「特進金紫榮禄大夫」「特進輔国上將軍」などの散官が頻出する。さらに同時代史料と思われる『黎朝会典』などにも品秩の規定が見られない。これらを考慮すると黎鄭政権では品秩は支給されなかった可能性が高い。

17) 「黎裕宗永盛年間、始置六番官。中興旧制、惟兵戸水師三番、充補将臣吏百余人。至是並置吏戸礼兵」

この記述からわかるのは六番が以前よりあった戸番、水師番、兵番を再編成したものであり、上級官僚には文官、宦官、鄭王の私臣が充てられ、これによって黎朝朝廷の六部の職掌が吸収されたということである。特に六番の設置以降、六部の職務は大半が鄭王府へと移管され、六部を中心とした黎朝朝廷の官衙の形骸化が加速したことについては他の史料にも記されており、桜井、Le Kim Ngan の見解も一致している。<sup>18)</sup>

しかし同時に問題となるのは上引の史料においては、単に六番が六部の職務を執り行っただけでなく、財務を行っていた点をことさらに併記している点である。六部の中には戸部も含まれるので、戸番が戸部の職掌を継承したとすれば、財務を担うのは当然であるが、それならば単に六部の職掌を継承したと記せば良く、六部の職掌以外に財務のみを特に強調するのは不自然である。この点については六番と同時に設けられたという「六宮」と呼ばれる財政組織についての理解が鍵を握ることになるが、六番と六宮の統属関係について桜井と Le Kim Ngan の見解は大きく対立している。鄭王府の財政機構を検討するに当たってはまず両者の見解を検討しなくてはならない。

六宮とはそれぞれ 15 前後の徴収号を集めたものであるが、『黎朝会典』戸属、徴収号の記述に基づき各宮に属する徴収号をまとめたものが表 1 である。各徴収号の役割について簡略に説明しておく [桜井 1987: 190-191]、各宮に設けられた甲徴号、乙徴号は内圀子からの税を管轄する徴収号であり、それぞれ地方に 2 つの収号を持つ。収号は四鎮に概ね「府」単位で置かれている。収銭号、発銭号は所該と呼ばれる徴税人が徴収した税を受領し、禄社受給者に支給するためのものである。その他に外鎮からの税を納める徴収号、特定の産物を納める徴収号、宗教施設からの税を納める徴収号、滞納された税を徴収するための刷号などが各宮に属している。つまり六宮とは様々な税に対して徴収号と呼ばれる受け入れ窓口を設け、これを大きく 6 分割したものである。

桜井 [同所] の見解は、鄭王府に設けられた六番を黎朝朝廷の六部に類似したものと見なし、従って財政を司る戸部の職掌はそのまま戸番に継承され、徴税組織の集合体である六宮は戸番の管轄下に置かれたものと見なす。この見解に立つ場合、六宮は戸番の下部組織ということになる。これに対して Le Kim Ngan [1974: 295-296] の見解は、徴税については吏番が左中宮、戸番が右中宮、礼番が東宮、兵番が南宮、刑番が西宮、工番が北宮をそれぞれ統括し、支出については各番が戸番の許可を得て行うものとする。この見解に立つ場合、六番は六部の職掌を

刑工為六番，帰左中右中東西南北又号六宮。凡宮中及清乂・四鎮・外番（藩）諸鎮財賦・兵民之政，並属番司，命文臣知番，内臣与文属充副僉，属吏各六十人。職司繁要，尽專六部之事賦財之任。」

18) 『綱目』景興 12 年（1751）6 月条を見ると、六番によって六部の職掌が吸収された結果、六部のみならず下部組織の六寺、六部への封駁を職責とする六科などを中心として黎朝中央官の大部分が形骸化している。

表1 六宮の徴収号（『黎朝会典』戸属、徴収号による）

|       | 左中宮<br>(吏番属宮)                          | 右中宮<br>(戸番属宮)                          | 東宮<br>(礼番属宮)                           | 南宮<br>(兵番属宮)                           | 西宮<br>(刑番属宮)                           | 北宮<br>(工番属宮)                           |
|-------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 徴収号   | 左甲徴号<br>(上福・御天収号)<br>左乙徴号<br>(南真・嘉定収号) | 右甲徴号<br>(扶寧・太平収号)<br>右乙徴号<br>(青威・彰徳収号) | 東甲徴号<br>(金城・先明収号)<br>東乙徴号<br>(上洪・嘉福収号) | 南甲徴号<br>(天長・天施収号)<br>南乙徴号<br>(建昌・義興収号) | 西甲徴号<br>(福祿・広南収号)<br>西乙徴号<br>(当道・三農収号) | 北甲徴号<br>(武江・治和収号)<br>北乙徴号<br>(文江・保祿収号) |
| 銭号    | 左收銭号<br>左発銭号                           | 右收銭号<br>右発銭号                           | 東收銭号<br>東発銭号                           | 南收銭号<br>南発銭号                           | 西收銭号<br>西発銭号                           | 北收銭号<br>北発銭号                           |
| 土産    | 甲絲号・乙絲号<br>竹号・織類号<br>鎮安府・茶麟府           | 掘置号・焰籠号<br>鄭阜州・婦合州                     | 甲条号・乙撩号<br>甲堅号・乙蕊号<br>荔枝号              | 甲漆号・乙漆号<br>甲錦号・乙錦号                     | 鑄作号<br>紅銅号                             | 甲鍼号・乙鍼号<br>赤密号・白塩号<br>花魚号・鮮魚号          |
| 外鎮    | 高平号                                    | 萬寧 (=安広)<br>収号                         | 宣光収号                                   | 太原収号                                   | 興化収号                                   | 諒山収号                                   |
| 清化・乂安 | 乂安処督収                                  | 清化処督収<br>清化処田庄                         |                                        |                                        |                                        |                                        |
| 儀礼関係  | 上進号                                    | 祀事発号                                   | 祀事収号                                   | 恭進号                                    |                                        |                                        |
| 刷号    | 刷一号                                    | 刷二号                                    | 東刷号                                    | 南刷号                                    | 西刷号                                    | 北刷号                                    |
| 知教坊   | 乂安知教坊                                  | 清化知教坊                                  | 海陽知教坊                                  | 山南知教坊                                  | 山西知教坊                                  | 京北知教坊                                  |
| 宮廟・寺院 |                                        | 太廟殿・文廟殿<br>鎮武観                         | 海陽処宮廟                                  | 山南処宮廟・<br>南郊殿<br>歆光寺・神光寺               | 山西処宮廟                                  | 京北処宮廟                                  |
| その他   | 真平号・守璽跡<br>押作木匠舟鋸泥匠<br>押作小路跡・押作<br>侍物  | 楽場号・四岐号                                |                                        |                                        | 内贖罰号・<br>外贖罰号                          | 官方号・<br>外国呉體<br>和香寧稽移等體                |
| 官庫    | 左靈官庫                                   | 右圀官庫                                   | 菩提官庫                                   | 南圀官庫                                   | 椓椓官庫                                   | 刀鷄官庫                                   |

行いつつ、さらに属宮の徴税をも監督するという複合的な性格を持つ官衙ということになる。

両者の見解を検討するに当たってまず参照すべきは1751年時点での各官衙の職掌を記した『百司庶務』<sup>19)</sup>に見られる六部と六番の職掌である。一例として工部と工番の職掌を見ると、工部の職掌については、

(工番の判決を不服として) 控訴された訴訟、及び工番の製作や下賜などの諸事務を審査する際には、規定を遵守して執り行うこと。<sup>20)</sup>

19) ハンノム研究院所蔵 VHv. 1273. 表紙は『百司庶務』であるが、文章の冒頭には「撫定緡紳事録」なる題名が掲げられ、景興12年(1751)6月26日に定められた各官衙の職掌を記載している。『全書』景興12年6月条にある百官の職掌を定めた「緡紳事録」に該当すると見て良からう。これ以外に同類のものとして『黎緡紳事録』(ハンノム研究院所蔵 VHv. 1762.)があり、また『類誌』巻15、官職誌、庶司職掌之殊にも収録されている。

20) 「査勘翻覆工番諸訟併製造頒賜諸事務、並照遵条例奉行。」

とあり、工部は工番の職務履行をチェックするのみであるのに対し、工番の職掌については、

属宮（北宮）の租庸簿の管理については、もし勅命や公議（鄭王府での会議）により人丁数や田土面積に増減や免税措置が有れば、並びに（税額変更の）理由を書き記し、工番の印を押印して公店（六番の官衙）に納めよ。審査の結果明らかであれば改正を認め、これによって租庸簿の誤謬を防ぐ。その他、官廠や官船及び各種物資（車板、木板、具棹、機棹、蓬架、欄柱など）については使用年数、材木の状態などを参照し、もし修理や使用に耐えなければ、規定に従い別に新造せよ。その他に工事、製作があれば全て準備を整えて待機し、修理や補修があれば速やかに行い、それぞれ堅固かつ精巧たらしむること。北宮に属する官田や祖夫の支給、訴訟の処理などの事務については規定を遵守して執り行うこと。<sup>21)</sup>

とあり、工番が北宮の租庸簿、つまり徴税台帳を管理することが定められている。それ以外にも工番は官船や官物の製作、保守管理を行い、北宮の管轄する官田の支給<sup>22)</sup>や訴訟処理などの職務も行うこととされている。これを見る限り工部の実務の大部分が工番に吸収され、工部が監察機関的な役割に止まっている。しかし工番の職掌には単に工部を代替したのみではなく、徴税台帳の管理など財務的な職務も含まれていることがわかる。このように六番が六部の事務を継承しつつ、同時に財務的な職務を担当する点は他の六番についても同様である。さらに実際の制度の運用について見ると『全書』保泰6年（1725）11月条には、

工部左侍郎の蘇世輝を降格して工部右侍郎とし、范公容を翰林院承旨とした。これより以前、各徴収号の徴税に多くの税糧の着服があった。王（鄭綱）は工番に監査を命じてその状況を尽く把握し、これによって（監査した者を）昇進させ恩賞を与えた。その後、着服した者が強弁し、蘇世輝らは工部の覆査においてその主張を容認した。ここに至り、再び張公楷らに公正な審査を行うことを命じた。そのため蘇世輝と范公容は共に「苟容失出（権に媚びて不当に罪を軽くすること）」の罪によって職を降格された。<sup>23)</sup>

21) 「奉守属宮租庸例簿，如有經奉増減与除免丁田旧額或由奉旨或由公議，並應備計事因，用本番印納在公店。查比端的方得改正，以防舛謬。其余官廠官船及車板木板具棹機棹与蓬架欄柱等項，應審照年数之久近木質之堅朽，如不堪修理不堪棹習者，應照例別造各次船隻各次棹把。其他凡開工作等物件，並應一一準備待，有修理結作，即刻立弁，各得堅緻。其奉給本宮各小官田祖夫与勘問詞訟諸事務，並照遵条例奉行。」

22) 恐らく北宮の管轄地域内にある内圀子各社における公田の支給を指すのであろう。『拓本集』には実際に官吏が派遣されて公田の支給に関与したことを窺わせる記述も見られるが（N. 4335-4338），事例が少ないため現時点では詳細は不明である。実際に公田の分配がどのように行われていたかについては今後の課題としたい。

23) 「貶工部左侍郎蘇世輝為工部右侍郎，范公容為翰林承旨。先是，各号徴収，多侵隱税糧。王命工番會計，尽得其状，以挙職蒙賞。其後侵隱者強弁。世輝等以工部覆査宥之。至是再命張公楷等審正。世輝公容並以苟容失出貶職。」

とあり、鄭欄は徴収号における不正の監査を工番に命じている。しかし覆査を行った工部が不公正な判断を下したため、再び張公楷などに命じて審査して正させた。この結果、覆査を行った工部左侍郎の蘇世輝らが降格させられている。<sup>24)</sup> これを見るに、桜井の見解に従って六宮を完全に戸番の下部組織とした場合、工番に徴収号の会計監査を命じることは明らかに不可解である。やはり『百司庶務』の記述のように工番が徴税台帳の管理を行っていたため監査を命じたと見るのが適切であろう。その後、工部が控訴審としての役割を果たしている点も『百司庶務』の記述と一致する。さらに『拓本集』所収の N. 3616-3617 の拓本を見ると、芳蘭社の楊氏従という女性が社に田土を寄付するに至った経緯について以下のように記している。

一昨年(1783), 工番に文瀾社の地分にある官田 3 畝余を本村の官田として誤って登録されてしまった。日々、上申し訴えた結果、これを受けて府僚官は、この地分を文瀾社の官田とすることを決定し、工番に(決定を)送付して簿籍を書き改めさせ、また戸番官に送付して通知せしめた。(そのための費用が)頗る嵩んでしまい未だに各人に抛出額を割り振ることが出来ずにいた。<sup>25)</sup>

この記述を見る限り、問題となっている 3 畝余の官田がどの社に属するかを最初に決定しているのは工番であって戸番ではない。また府僚官<sup>26)</sup>による簿籍の是正の指示も、工番に対して出されており、戸番には通知して承認を得ているのみである。

これらの史料を見る限り、戸番以外の番が徴税台帳の管理、徴税額の決定に関与していることは明らかであり、桜井が主張するように六宮が一元的に戸番に統括されていたとは考えにくい。むしろ各番と各宮が対になっているとする Le Kim Ngan の見解に近いように思われる。しかしさらに六宮の人員構成を見ていくと、そもそも「番」と「宮」を組織的に別個のものとする考え方自体が問題を孕んでいる。例えば『黎朝会典』工属には北宮の主要な徴収号の統括者が記されており、文江収号は知工番 2 人、武江収号は副知工番 2 人、洽和収号が僉知工番 2 人、北甲徴号と北乙徴号が内差官 1 人、勾稽 1 人ずつによって統括される。<sup>27)</sup> また北発銭号が知工番、北収銭号が副知工番によって担当される。このように北宮の主要な徴収号が工番の官

24) 片倉 [1987: 160-161] を見る限り、「貶」は爵位などを下降させる名譽刑の一種としているが、ここでは職位が降格されている。黎鄭政権では黎鄭系官職は実体を伴う場合と、散官的な場合があるので複雑だが、これ以外にも『全書』には「貶」として降格人事を行うケースが散見する。必ずしも「名譽刑」に限定される刑罰ではないように思われる。

25) 「於上上年被工番謬計官田三畝余在文瀾社地分爲本村官田, 日者啓鳴, 承府僚官奉諭這田歸文瀾社官田, 送工番改註簿籍, 送戸番官知照。頗有所損未及分補。」

26) 桜井 [1987: 188, 496] は「府僚官」を鄭王の私臣と解すが、これはやや範囲が広すぎる。より厳密には鄭王府の参従、陪従に限定された呼称である [上田 2006: 25]。

27) 但し表 1 を見るとわかるように北宮にはもう 1 つ保禄収号が存在するはずであるが、記述を欠いている。

僚によって統括されている状況を見ると、組織上の工番と北宮の境界は判然としない。むしろ人員構成上は一体のものと捉えた方が適切である。これは次章で検討する六番の人員構成を見るとさらに明瞭であり、六宮において勤務する人々は全て六番の官職を帯びており、六番とは別個に六宮固有の官職名は存在しない。

以上のことから鄭王府の六番、六宮について整理すると、六番とは支配地域を大きく6つの地域に分割して徴税を分担させ、それぞれの地域からの税収に吏戸礼兵刑工という支出目的を定めたものと理解できる。<sup>28)</sup> 六宮とは六番の中で特に収入を司る部門に対して付された呼称であって、人員構成上は六番の中に含まれるものと考えてよい。つまり六番とは六部の職務を行いつつ、その経費を賄うための徴税地域をそれぞれが受け持つという複合的な性格を併せ持つ官衙であったと言える。<sup>29)</sup> 但し黎朝朝廷の六部の職掌を全て六番が継承したわけではない点は注意すべきである。特に六部尚書、左右侍郎などが持つ政策決定への関与の権限は、鄭王府内の参従、陪従を兼任させられることによって既に17世紀の段階で鄭王府へと吸収されている。1718年に六番が成立する段階で黎朝朝廷の六部に残っていたのは実務的な職務にすぎない。その行政実務的な職務についても17世紀の段階で既に戸番、兵番、水師番が存在しており、財政と軍事に関する職務は相当部分が鄭王府へと吸収されている。<sup>30)</sup> 六番はそれ以外に六部に残されていた行政実務的な職掌が鄭王府に移管されたものにすぎない。従って六番をそのまま黎朝朝廷における六部に相当するような官衙と見るべきではなく、むしろ極めて実務的性格の強い官衙と見なすべきである。

### III 「番」における宦官の任用

前章では六番の職掌について見た。ここではその人員構成を検討する。前述のように和田[1978]、蓮田[2005]の研究によって黎鄭政権では宦官が重要な役割を果たしていたことが指

---

28) 地域分担について Le Kim Ngan [1974: 295-296] 及び Nguyen Duc Nhue [1997: 49] は共に左中宮が乂安、右中宮が清化を管轄したとする。これは徴収号の中に含まれる乂安処督収、清化処督収を重視したためと考えられる。しかし「督収」とは鎮守に属する官職名であり厳密には徴収号ではない。I章で引用した N. 2987-2990 を見る限り、清乂では鎮守が財政に関しても強い権限を持っており四鎮とは若干性格が異なる。むしろ鎮守を通じた間接的な関与に止まった可能性が高い。収号の配置を見る限り六宮の重点はむしろ四鎮からの税収確保に置かれていると見るべきである。

29) このように六番を理解した場合、特に兵士への給与を支給する兵番の支出が最も大きくなったと推測される。兵番は山南に4つの収号を持つが、山南については『類誌』巻30、国用誌、田土之制の永盛均田例についての按文のなかで山南の下流域では特に公田が多く存在していたことが述べられている。ベトナムでは黎朝前期に成立した人丁に課税する人頭税、土地に課税する田土税からなる税制が成立し、黎鄭政権も継承している [藤原 1968]。しかし田土税は公田に依拠する部分が大きく、そのため山南には合計8つの収号が配置され、他の四鎮に比べると収号の数が多い。山南地域からの税収が財政面で大きな割合を占めたと考えられる。

30) 鄭王府の参従、陪従については藤原 [1967: 541-543] や上田 [2006: 24-26] 参照。

摘されているが、それらの宦官が鄭王府の財政機構の中で具体的にどのような地位を占めていたのかは十分に明らかにされているとは言えない。まず検討に先だって六番を構成する主な官職について説明を加えておく。II章の冒頭での引用を見るとわかるように六番に属する官職としては「知番」「副知番」「僉知番」などがあり、これらの官職には文臣、宦官、文属などが充てられたという。しかしこれらの官職名はいずれも略称であって、正式な呼称は「知侍内書写～番」「副知侍内書写～番」「僉知侍内書写～番」となる。これらを一見するとわかるように六番の官職は基本的に「侍内書写」の語句を含むのが特徴であり、「侍内書写」の語の前に「知」「副知」「僉知」「内差」「勾稽」「該合」「首合」など六番内でのランクを示す語句が冠され、「侍内書写」の後ろに所属する番の名称が付属する。これら「侍内書写」系官僚、つまり六番に属する官僚群の人員構成は、この時代についての基礎史料である『全書』などで六番についての記述に乏しいため不明な点が多いが、本稿では『拓本集』より六番に在職する人物を抜粋して検討の材料とする。

前述の『黎朝会典』工属で主だった徴収号を担当していた知番、副知番、僉知番、内差、勾稽など六番の上級官職に在職する人物を抜粋したものが表2, 3, 4である。これらには科举登第者や宦官など官僚としての出身が明らかな人物については「出身」の項に記載している。<sup>31)</sup> 科举登第者についてはその登第年も記載した。まず知番の官職を帯びた人物を抜粋した表2より、前章との関連で六番と六宮の関係について確認しておく、1718年の六番設置以降、知番の官職名と共に「侍南宮」など六宮での勤務を明示する者が複数含まれている。これに基づき六番と六宮の関係を見ると、各番と属宮の対応関係は一致している。この点については表3でもほぼ同様である。<sup>32)</sup> これは前章で述べた六番と六宮の関係を裏付けるものといえよう。

次に表2から知番の人員構成を検討すると、基本的に科举官僚と宦官を併用していたように思われる。但し六番が設置された1718年以前と以後に分けて検討すると、科举官僚と宦官の任用の仕方に若干の違いが見られる。1718年以前の「番」は戸番、兵番、水師番の3つであるが、表2を見ると、宦官の知番への任用は兵番と水師番には全く見られず、戸番に集中している。しかしその戸番も1700年の鄧なる人物以降全く見られず科举官僚の任用が中心となり、特に1702年には阮珩と陶国顕という2人の科举官僚が知戸番に在職している。このような傾向が単

31) データの混乱を避けるため、建碑年に在職していることが明瞭な人物のみ抜粋している。これ以外に死亡後に建てられた後仏碑などにも六番の官職を持つ人物は多数存在するが、在職年が不明であるため図表からは除外した。また宦官については肩書きに「内監」「司礼監」の肩書きを持つ人物を「宦官」としている。但し『拓本集』を見る限り妻帯している宦官が多数存在しており、これらの人々が正真の宦官であったのかについては若干疑問が残る。また黎鄭政権では司礼監以外の「監」はほとんど確認できない。

32) 表3の甲阮科(1749年)のみは番と属宮の関係が一致しない。「左中宮」は「右中宮」の誤刻の可能性が高い。

上田：ベトナム黎鄭政権における鄭王府の財政機構

表2 知番就任者リスト

| 建碑年   | 西暦   | 姓名  | 肩書き                                          | 出身       | 拓本 No.                  |
|-------|------|-----|----------------------------------------------|----------|-------------------------|
| 景治元年  | 1663 | 阮登科 | 大臣奉差清華処鎮守官該知歩兵令史衙門兼知安場府司礼監総太監各監司事中軍都督府左都督寿郡公 | 宦官       | 3703-3704               |
| 永治4年  | 1679 | 黎   | 賜進士第侍内賛知兵番陪從刑科給事中                            | 科挙       | 6068                    |
| 正和3年  | 1683 |     | 王府侍□（候？）右奇知侍内書写戸番総太監該官署衛事讓郡公                 | 宦官       | 4161-4162               |
| 正和10年 | 1689 | 鄧廷相 | 賜庚戌科進士知水師吏科都給事中                              | 科挙（1670） | 1710-1713;<br>2605-2606 |
| 正和10年 | 1689 | 阮公燦 | 賜庚申科第二甲進士出身知侍内書写兵番刑科給事中                      | 科挙（1680） | 5568-5571               |
| 正和11年 | 1690 | 呉公朝 | 特進輔国上將軍神武四衛軍務司礼監総太監知戸番侍内書写勇郡公                | 宦官       | 714-717                 |
| 正和14年 | 1693 | 鄧廷相 | 賜庚戌科同進士出身弘信大夫知水師太僕寺卿                         | 科挙（1670） | 6390-6393               |
| 正和16年 | 1695 | 鄧廷相 | 賜庚戌科同進士出身知水師陪從太僕寺卿                           | 科挙（1670） | 6459-6462               |
| 正和17年 | 1696 | 阮   | 司礼監僉太監管金護衛知侍内書写戸番実義侯                         | 宦官       | 3986-3989               |
| 正和17年 | 1696 | 鄧廷相 | 賜庚戌科第三甲同進士出身弘信大夫陪從太僕寺卿知水師署中書監                | 科挙（1670） | 3986-3989               |
| 正和17年 | 1696 | 武晟  | 賜乙丑科第一甲進士及第知侍内書写戸番陪從礼科都給事中                   | 科挙（1685） | 6315-6317               |
| 正和18年 | 1697 | 何宗穆 | 賜戊辰科進士癸酉辞命第二名弘信大夫陪從奉天府尹内賛知水師                 | 科挙（1688） | 6350-6353               |
| 正和19年 | 1698 | 何宗穆 | 賜戊辰科第三甲同進士出身進士辞命第二名弘信大夫陪從鴻臚寺卿知水師             | 科挙（1688） | 275-276,<br>289-290     |
| 正和20年 | 1699 | 鄧廷相 | 賜庚戌科同進士出身弘信大夫陪從太僕寺卿知水師署中書監                   | 科挙（1670） | 5210-5213               |
| 正和21年 | 1700 | 鄧廷相 | 光進慎禄大夫陪從工部左侍郎知水師署中書監応川男                      | 科挙（1670） | 1225-1228               |
| 正和21年 | 1700 | 鄧□堅 | 奉侍内殿効力司知侍内書写戸番司礼監僉太監儼侯                       | 宦官       | 5118-5119               |
| 正和23年 | 1702 | 鄧廷相 | 賜庚戌科同進士出身陪從工部左侍郎知水師署中書監応川男                   | 科挙（1670） | 3197-3198               |
| 正和23年 | 1702 | 阮公董 | 賜乙丑科進士知侍内書写兵番陪從戸科都給事中                        | 科挙（1685） | 5109-5112               |
| 正和23年 | 1702 | 阮珩  | 賜戊辰科第三甲同進士出身陪從吏科都給事中知侍内書写戸番                  | 科挙（1688） | 6435-6438               |
| 正和23年 | 1702 | 陶国顯 | 賜辛未科第三甲同進士出身陪從刑科給事中知侍内書写戸番                   | 科挙（1691） | 6435-6438               |
| 正和24年 | 1703 | 郭佳  | 賜癸亥科探花及第陪從吏科給事中知侍内書写兵番                       | 科挙（1683） | 3413-3414               |
| 正和25年 | 1704 | 阮   | 内講知侍内書写兵番山南道監察御史                             |          | 2319-2322               |
| 正和25年 | 1704 | 陶黄夷 | 賜進士第清化道監察御史内賛知水師                             | 科挙（1697） | 4199-4200               |
| 永盛2年  | 1706 | 張公  | 賜乙丑科進士陪從鴻臚寺卿知侍内書写戸番                          | 科挙（1685） | 6439-6442               |
| 永盛7年  | 1711 | 黎英俊 | 賜甲戌科第三甲同進士出身弘信大夫陪從太僕寺卿知侍内書写戸番                | 科挙（1694） | 5576-5579               |
| 永盛9年  | 1713 | 阮   | 賜戊辰科進士第陪從奉天府尹知侍内書写歩兵番                        | 科挙（1688） | 1462-1465;<br>1466-1469 |
| 永盛11年 | 1715 | 阮   | 陪從鴻臚寺卿知侍内書写戸番                                |          | 5855-5858               |
| 永盛12年 | 1716 | 阮倣  | 陪從鴻臚寺卿知侍内書写戸番                                | 科挙（1700） | 2752-2755               |
| 永盛14年 | 1718 | 范公珍 | 知公象左象奇南宮該官知侍内書写兵番侍内監司礼監総太監署衛事稷郡公             | 宦官       | 452-455                 |
| 永盛14年 | 1718 | 阮世儒 | 知侍内書写吏番知公象前象奇副該官侍内監司礼監総太監署衛事貫郡公              | 宦官       | 5370-5371               |
| 保泰7年  | 1726 | 裴仁有 | 西宮侍候鏡中隊副首号兼知刑番司礼監僉太監情艶侯                      | 宦官       | 6488-6489               |
| 保泰8年  | 1727 | 阮泰貴 | 知侍内書写戸番侍内監達榮侯                                | 宦官       | 2344-2353               |
| 龍徳3年  | 1734 | 白奮鷹 | 賜甲辰科第三甲同進士出身翰林院侍制知刑番                         | 科挙（1724） | 4209-4210               |
| 龍徳3年  | 1734 | 阮廷倫 | 九仙左宮知侍内書写戸番光禄寺卿                              |          | 1471-1474               |
| 永佑2年  | 1736 | 阮卓倫 | 翰林院侍制知侍内書写刑番                                 | 科挙（1721） | 4553-4555               |

表2 —— 続き ——

| 建碑年   | 西暦   | 姓名  | 肩書き                                                                                      | 出身        | 拓本 No.                                |
|-------|------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------|
| 永佑2年  | 1736 | 阮暉  | 提刑監察御史知侍内書写兵番                                                                            | 科举 (1727) | 4553-4555                             |
| 永佑3年  | 1737 | 陳   | 賜癸丑科進士知侍内書写刑番昭文館司訓                                                                       | 科举 (1733) | 824-827                               |
| 永佑3年  | 1737 | 阮廷綸 | 奉管九仙左宮知侍内書写戸番光禄寺卿                                                                        |           | 867-870;<br>3274-3275                 |
| 永佑3年  | 1737 | 阮卓倫 | 辛丑科進士翰林院待制知侍内書写刑番                                                                        | 科举 (1721) | 3423-3424                             |
| 永佑3年  | 1737 | 阮成珠 | 侍西宮知侍内書写刑番副首号副該官知公象左象奇侍内監司礼監總太監參督揆郡公                                                     | 宦官        | 3518-3520;<br>3529-3532;<br>3535-3536 |
| 景興5年  | 1744 | 杜阮瑞 | 侍北宮知侍内書写工番正首号侍候衛左水奇該奇官侍内監司礼監總太監都督府都督同知基郡公                                                | 宦官        | 2453-2454                             |
| 景興22年 | 1761 | 武綿  | 賜戊辰科進士入侍添差知侍内書写礼番山西道監察御史                                                                 | 科举 (1748) | 6342                                  |
| 景興24年 | 1763 |     | 謹事郎翰林院校討添差知侍内書写兵番                                                                        |           | 952-953                               |
| 景興28年 | 1767 | 武綿  | 賜戊辰科進士入侍添差知侍内書写礼番行兵部右侍郎入侍陪從兼国子監司業翰林院侍書                                                   | 科举 (1748) | 3148-3149                             |
| 景興29年 | 1768 | 阮賞  | 甲戌科進士第添差知侍内書写戸番翰林院侍講侍生慶□伯                                                                | 科举 (1754) | 4220-4223                             |
| 景興32年 | 1771 | 范輝錠 | 推忠宣力功臣奉差遙領太原處鎮守兼提領四城軍務事正首号中勝前翊等奇該奇官添管侍候中候左船奉差侍厨内水等隊知侍内書写戸番兼内差五府府僚司礼監特進輔国上將軍都督府左都督太傅詔郡公   | 宦官        | 1000-1003                             |
| 景興32年 | 1771 | 潘仲藩 | 賜丁丑科第三甲同進士出身少雋特進金紫榮禄大夫入侍添差府僚知侍内書写戸番東閣大学士兼国子監司業国史纂修泗川伯                                    | 科举 (1757) | 1000-1003;<br>1052-1053;<br>1054-1055 |
| 景興33年 | 1772 | 范輝錠 | 特進輔国上將軍推忠宣力壯烈功臣奉差遙領太原處鎮守兼提領四城軍務事中勝前翊等宮奇長宮官添管侍候侍厨内水中候左摺優前等隊船内差五府府僚知侍内書写戸番司礼監中軍都督府左都督太宰詔郡公 | 宦官        | 3269-3271                             |
| 景興34年 | 1773 | 阮廷訓 | 特進金紫榮禄大夫奉差輔佐正提領四城軍務事正首号後匡奇該奇官知侍内書写吏番昭毅將軍少保訓忠侯                                            | 宦官        | 2502, 2504;<br>2503, 2505             |
| 景興34年 | 1773 | 阮廷訓 | 奉差輔佐正提領四城軍務事兼山西處鎮守正首号後巨奇添管侍候中候右勁艦等奇隊船知侍内書写戸番左納言少傅訓忠侯柱国上階                                 | 宦官        | 2875                                  |
| 景興36年 | 1775 | 阮廷訓 | 特進輔国上將軍侍右中宮奉差内殿輔佐正提領四城軍務事兼遙領山西處鎮守中雄軍營長宮官添管前翊中威後威中候匡右等奇隊船知侍内書写戸番署府事西軍都督太宰訓郡公上柱国上秩         | 宦官        | 2499-2500,<br>2513                    |
| 景興41年 | 1780 | 陳春輝 | 侍右中宮奉差保養王子正首号中雄奇該奇官奉差侍厨内水等隊知侍内書写戸番奉差該體知宝璽号恭進等号侍内監司礼監總太監都督府左都督太傅拔郡公                       | 宦官        | 2805                                  |
| 景興44年 | 1783 | 范阮攸 | 賜巳亥科第二甲進士出身入侍添差知工番東閣校書                                                                   | 科举 (1779) | 684-687                               |

出所：『拓本集』（*Tong tap Thac ban Van khac Han Nom*, vol. 1-7）

上田：ベトナム黎鄭政権における鄭王府の財政機構

表3 副知番，僉知番，内差就任者リスト

| 年号    | 西暦   | 姓名    | 肩書き                                                        | 出身 | 拓本 No.                  |
|-------|------|-------|------------------------------------------------------------|----|-------------------------|
| 盛徳4年  | 1657 | 呉公義   | 特進金紫榮禄大夫僉知侍内書写衙門該官挺郡公                                      | 宦官 | 3924-3925               |
| 正和2年  | 1681 | 阮進財   | 特進金紫榮禄大夫侍内監司礼監副知水師□楊侯柱国上聯                                  | 宦官 | 4459-4462               |
| 正和7年  | 1686 | 范有算   | 王府副知水師司礼監同知監事正隊長溢海侯                                        | 宦官 | 2516-2517               |
| 正和10年 | 1689 | 范有算   | 王府副知水師司礼監僉太監溢海侯                                            | 宦官 | 2509-2512               |
| 正和11年 | 1690 | 裴     | 特進金紫榮禄大夫副知水師侍内監司礼監僉太監員祥侯                                   | 宦官 | 5907-5910               |
| 正和12年 | 1691 | 吳攀麟   | 特進金紫榮禄大夫侍候忒仍内騎左堅義牽馬左等隊船副知水師侍内監司礼監都太監賞忠侯                    | 宦官 | 3999-4000               |
| 正和15年 | 1694 | 阮致忠   | 副知歩兵書写令史侍内監司礼監僉太監城禄侯                                       | 宦官 | 5602-5603               |
| 正和15年 | 1694 | 阮景溶   | 副知侍内書写戸番侍内監司礼監達智侯                                          | 宦官 | 5602-5603               |
| 正和21年 | 1700 | 阮有僚   | 僉知侍内書写兵番司礼監右提点儒祥侯                                          | 宦官 | 1225                    |
| 正和21年 | 1700 | 黎(旧姓) | 副知水師諒山等处清刑憲察使司憲察副使盤山子                                      |    | 4459-4462               |
| 正和23年 | 1702 | 范登貴   | 王府侍候優前并行三等船僉知侍内書写戸番司礼監左監丞彬祥侯                               | 宦官 | 6435-6438               |
| 正和25年 | 1704 | 范有算   | 侍候内一轎左右車并行一等隊船副知水師司礼監太監溢海侯                                 | 宦官 | 2625                    |
| 永盛2年  | 1706 | 阮克明   | 特進金紫榮禄大夫僉知水師司礼監右提点鄧祥侯                                      | 宦官 | 3970-3972               |
| 永盛2年  | 1706 | 范登貴   | 王府僉知侍内書写戸番侍内監司礼監左少監彬祥侯                                     | 宦官 | 6439-6442               |
| 永盛12年 | 1716 | 黎丕培   | 僉知歩兵書写令史番工部員外郎鶴寿男                                          |    | 2752-2755               |
| 永盛15年 | 1719 |       | 南宮樞公馬侍候忒馬中候右牽馬銃後等隊船僉知侍内書写兵番侍近侍内監司礼監太監寧寿侯                   | 宦官 | 2335-2336;<br>2455-2456 |
| 保泰8年  | 1727 |       | 侍右中宮侍候騎後并牽馬西技等隊内差侍内書写戸番侍近司礼監右監丞算祥侯                         | 宦官 | 2343-2344;<br>2471-2472 |
| 龍徳3年  | 1734 | 阮廷輪   | 侍内文職奉管九仙左宮副知侍内書写刑番通政使司通政副                                  |    | 461-464                 |
| 龍徳3年  | 1734 | 陳俊旺   | 侍北宮中右象隊内差侍内書写工番侍近侍内監司礼監都太監弁忠侯                              | 宦官 | 2308                    |
| 龍徳3年  | 1734 | 杜阮瑞   | 侍北宮奉差侍厨隊副首号侍候優一優左并行等船副該官副知侍内書写工番侍近侍内監司礼監總太監都指揮使司都指揮使郊郡公    | 宦官 | 6753-6756               |
| 永佑2年  | 1736 | 武徳旺   | 侍近侍内監司礼監都太監僉知侍内書写戸番延忠侯                                     | 宦官 | 4553-4555               |
| 永佑2年  | 1736 | 阮廷珪   | 侍近侍内監司礼監右少監内差侍内書写工番隴寿侯                                     | 宦官 | 4553-4555               |
| 永佑3年  | 1737 | 杜阮瑞   | 侍北宮奉差侍厨隊知公象副首号前象奇副該官副知侍内書写工番侍近侍内監司礼監總太監都校点司右校点基郡公          | 宦官 | 2497-2498               |
| 永佑3年  | 1737 | 陳□衡   | 侍北宮侍候選右并援石左等隊船内差侍内書写工番侍近司礼監右少監龍蟠侯                          | 宦官 | 3423-3424;<br>3274-3275 |
| 永佑3年  | 1737 | 阮名蓮   | 僉知侍内書写兵番吏部郎中                                               |    | 3274-3275               |
| 永佑4年  | 1738 | 阮廷珪   | 特進金紫榮禄大夫副首号侍候内匡中并援石左左技等隊副該官僉知侍内書写工番侍近侍内監司礼監總太監都指揮使司都指揮使坦寿侯 | 宦官 | 3404; 3405              |
| 永佑4年  | 1738 | 陳俊旺   | 侍北宮中右象隊内差侍内書写工番侍近侍内監司礼監都太監弁忠侯                              | 宦官 | 2235; 2255              |
| 永佑5年  | 1739 | 杜阮瑞   | 侍北宮奉差侍厨隊知公象副首号前象奇副該官副知侍内書写工番侍近侍内監司礼監總太監都校点司右校点基郡公          | 宦官 | 6739-6742;<br>6749-6752 |
| 景興2年  | 1741 |       | 侍南宮副首号侍候選一選左并行丁等船副該官僉知侍内書写兵番侍近侍内監司礼監總太監識寿侯                 | 宦官 | 2493-2496               |
| 景興3年  | 1742 | 阮廷珪   | 侍左中宮内後□僉知侍内書写吏番侍近侍内監司礼監總太監都指揮使司都指揮使隆寿侯                     | 宦官 | 3421-3422               |
| 景興5年  | 1744 | 陶璟論   | 僉知礼番員外郎                                                    |    | 2453-2454               |
| 景興5年  | 1744 | 蔡肇樞   | 奉差官僉知侍内書写戸番侍近侍内監司礼監總太監欄寿侯                                  | 宦官 | 3737-3738               |

表3 —— 続き ——

| 年号      | 西暦   | 姓名  | 肩書き                                                     | 出身 | 拓本 No.                                |
|---------|------|-----|---------------------------------------------------------|----|---------------------------------------|
| 景興 10 年 | 1749 | 甲阮科 | 侍左中宮宣力功臣副首号侍候殿一殿左折優右等隊副該官副知侍内書写戸番侍近侍内監司礼監総太監右校点奎朗侯      | 宦官 | 5403-5406                             |
| 景興 10 年 | 1749 | 鄭   | 侍東宮副知番                                                  |    | 950-951                               |
| 景興 13 年 | 1752 |     | 特進金紫榮禄大夫侍西宮侍候騎右并牽馬等隊僉知侍内書写刑番侍近侍内監司礼監総太監都校点司左校点□朝侯       | 宦官 | 3050, 3052                            |
| 景興 17 年 | 1756 | 裴   | 僉知侍内書写工番清化処太僕寺卿                                         |    | 3266                                  |
| 景興 18 年 | 1757 | 張煥  | 弘信大夫僉知侍内書写戸番随講内跡戸部郎中煒忠子                                 |    | 1925-1928                             |
| 景興 24 年 | 1763 | 楊名捷 | 侍左中宮侍候内匡隊内差侍内書写吏番侍近侍内監司礼監右監丞蘊忠侯                         | 宦官 | 1062-1063                             |
| 景興 28 年 | 1767 | 阮登擢 | 侍左中宮侍候優後船内差侍内書写吏番侍近侍内監同知監事史忠侯                           | 宦官 | 3148-3149                             |
| 景興 28 年 | 1767 | 阮   | 侍右中宮侍候内優内一等船内差侍内書写戸番侍近侍内監司礼監都太監捷忠侯                      | 宦官 | 3976-3977                             |
| 景興 30 年 | 1769 | 申阮条 | 侍候侍馬并牽馬等隊僉知侍内書写吏番侍近侍内監司礼監総太監燭忠侯                         | 宦官 | 6782-6783                             |
| 景興 31 年 | 1770 | 武廷演 | 王府侍北宮□□□□左東甲号□奉差侍候侍趕左趕繕左等奇隊僉知侍内書写工番侍近侍内監司礼監総太監給寿侯       | 宦官 | 6918-6919                             |
| 景興 32 年 | 1771 | 陳春暉 | 侍右中宮首号侍候衛左水奇該官添管侍候小候右船副知侍内書写戸番特進昭毅將軍侍内監司礼監総太監都校点司都校点核忠侯 | 宦官 | 1000-1003                             |
| 景興 36 年 | 1775 | 閔德治 | 侍北宮副知侍内書写工番奉守張兼内一令史等番前勇艘隊侍内監司礼監総太監順朝侯                   | 宦官 | 2762                                  |
| 景興 41 年 | 1780 | 高□理 | 弘信大夫僉知工番吏部員外郎                                           |    | 469, 475                              |
| 景興 43 年 | 1782 | 陳阮瑩 | 元国子御策第一中格文選奉侍侍内文職侍南宮僉知侍内書写兵番勤事佐郎邁亭子                     |    | 299-300;<br>301, 308; 302,<br>305-307 |
| 景興 46 年 | 1785 | 阮貴昱 | 王府侍北宮副知侍内書写工番                                           |    | 5758-5759                             |

出所：『拓本集』（*Tong tap Thac ban Van khac Han Nom*, vol. 1-7）

にデータ数の不足によるものなのか、あるいは18世紀初頭に鄭王府における科挙官僚の政治参加が拡大したためであるのか現時点では断言できない。<sup>33)</sup> これに対して1718年の六番設置以降の科挙官僚と宦官の知番への任用を見ると、同一の番の中で科挙官僚と宦官が併用されている。例えば1737年を見ると科挙登第者である阮卓倫と宦官の阮成珠なる人物が同時に知刑番に在職しており、また1771年を見ると科挙登第者である潘仲藩と宦官の范輝錠が同時に知戸番に在職している。

しかし詳細に見ると科挙官僚の知番と宦官の知番には肩書きに大きな違いがある。宦官の場合、大半の者が軍の部隊長、特に清又優兵を中心に構成される鄭王の直衛軍である侍候の部隊

33) Taylor [1987] が17世紀後半に范公著などを中心として紅河デルタの文人が科挙を通じて政治的に台頭し、儒教を柱とした政策が推進されていることを指摘している点は考慮する必要がある。氏は主として政策的側面から論じているが、今後、黎鄭政権の政治史を発展させるためには鄭王府への科挙官僚の参入のあり方について検討する必要があるだろう。

表 4 勾稽就任者リスト

| 年号      | 西暦   | 姓名  | 肩書き                                   | 出身 | 拓本 No.                  |
|---------|------|-----|---------------------------------------|----|-------------------------|
| 保泰 7 年  | 1726 | 武廷宝 | 中堅奇勾稽侍内書写兵番耀禄男                        |    | 6488-6489               |
| 永慶元年    | 1729 | 阮登朝 | 行右船副勾稽侍内書写工番同知府瑾寿男                    |    | 6380-6383               |
| 龍徳 3 年  | 1734 | 黎阮軒 | 奉金吾衛勾稽右番按吏県丞詠忠子                       |    | 461-464                 |
| 龍徳 3 年  | 1734 | 武名暁 | 勾稽侍内書写工番□巨隊左船同知府暁義子                   |    | 461-464                 |
| 永佑 4 年  | 1738 | 鄭廷果 | 侍内選勾稽侍内書写刑番奉守密事特進金紫米禄大夫諒山処賛治承政使司参政瓊忠子 |    | 2935-2937               |
| 永佑 4 年  | 1738 | 阮克鏗 | 勾稽刑番侍仍                                |    | 3990-3991               |
| 永佑 4 年  | 1738 | 阮日旺 | 勾稽令史番鴻臚寺少卿曜亨男                         |    | 5572-5575               |
| 永佑 4 年  | 1738 | 黎致雲 | 勾稽令史番殿前司司獄洵義男                         |    | 5572-5575               |
| 永佑 4 年  | 1738 | 阮日春 | 勾稽内一番殿前司典獄煥義男                         |    | 5572-5575               |
| 景興 2 年  | 1741 | 阮   | 一跡文職勾稽侍内書写吏番典翰                        |    | 2333-2334               |
| 景興 3 年  | 1742 | 裴   | 戸番勾稽刑部欽刑清吏司員外郎                        |    | 221, 248                |
| 景興 5 年  | 1744 | 范登伝 | 辛卯科試中中書監典書勾稽吏番                        | 書算 | 2185                    |
| 景興 10 年 | 1749 | 黎惟時 | 内一番勾稽殿前                               |    | 5535-5536               |
| 景興 11 年 | 1750 | 武三多 | 生徒勾稽惠芳子                               |    | 456                     |
| 景興 11 年 | 1750 | 阮預遼 | 勾稽左番按吏蘭芳子                             |    | 456                     |
| 景興 13 年 | 1752 | 潘卓超 | 奉守密事勾稽侍内書写兵番管侍候清禁司左諭徳超忠伯              |    | 1049-1050               |
| 景興 16 年 | 1755 | 朱□琦 | 壬午書算科第一奉管侍候左把門隊奉守密事勾稽戸番宣光処参政琦忠伯       | 書算 | 1247                    |
| 景興 20 年 | 1759 |     | 奉守密事勾稽侍内書写刑番太僕寺卿紀寿伯                   |    | 1102-1103               |
| 景興 32 年 | 1771 | □廷治 | 奉管□右船奉守密事勾稽侍内書写工番右庶子増忠伯               |    | 1000-1003               |
| 景興 32 年 | 1771 | 潘卓超 | 嘉行大夫奉守密事勾稽侍内書写兵番宣光処賛治承政使司承政使超忠子       |    | 1052-1053;<br>1054-1055 |
| 景興 33 年 | 1772 | 鄧惟昭 | 特進金紫米禄大夫奉管□左船勾稽侍内書写戸番左庶子派亭伯           |    | 3269-3271               |
| 景興 37 年 | 1776 | 鄧廷義 | 侍仍勾稽侍内書写兵番指揮使司指揮同知理亭伯                 |    | 930-931                 |
| 景興 41 年 | 1780 | 阮登連 | 嘉行大夫宣光等処賛治承政使司承政使勾稽侍内書写兵番連忠子          |    | 469, 475                |
| 景興 42 年 | 1781 | 黎世鏞 | 勾稽工番堤忠子                               |    | 469, 476                |

出所：『拓本集』（*Tong tap Thac ban Van khac Han Nom*, vol. 1-7）

長を兼任しており、六番の設置以降は特にこの傾向が強い。また兼帯する司礼監系の官職もかなり官品の高い者が多い。<sup>34)</sup> これに対して科举官僚の知番には部隊長を兼任している者は皆無である。碑文によって肩書きの記載の仕方には粗密があるが、これを考慮しても通常、科举官僚の知番が部隊長を兼任することはなかったと考えたほうが適切であろう。また科举官僚の場合、兼帯する黎朝系官職も概して官品は低めであり、<sup>35)</sup> 科举に登第してから 10 年以下の者も複数含まれる。科举登第者については、特に貶黜や病死などの事情がない限り、通常は任官履歴

34) 司礼監系官職の品階については蓮田〔2005: 22〕による整理を参照。

35) 各官職の官品については本稿では『官制典例』（ハンノム研究院所蔵番号 A. 56）を参照した。

の途中で就任するポストであったと考えられる。

次に表3から副知番、僉知番、内差の人員構成を見ると、大部分が宦官で占められ、科挙官僚の任用が見られないことが分かる。「内差」は本来内廷から差遣する際に用いられる差遣概念の一種であるので宦官であるのは当然としても、<sup>36)</sup> 副知番、僉知番に宦官と並んで文属を任用したという史料の記述と若干食い違う。またこれら宦官が軍隊の部隊長を兼任している点は、宦官の知番と同様である。さらに表4で勾稽の人員構成を見ると、表2、3とは一転して、科挙官僚、宦官の任用は皆無と言ってよい。これに代わって現れるのが「試中書算」、つまり書算科の合格者や生徒などの人々である。書算科とは黎鄭政権期の下級官僚の登用試験であり、勾稽の官職には仕途として科挙登第には至らない士人層の任用が常例化していたと見てよからう。六番に文属を充てたというのは実際には主に勾稽以下の官職であったと見た方がよい。勾稽についてもおよそ半数が部隊長を兼任しており、財務官僚と同時に武人としての性格を帯びる傾向が強い点は宦官と同様である。

このように見ると和田〔1978〕や蓮田〔2005〕が指摘するように鄭王府の財政機構では宦官が重要な位置を占めていたと言ってもよからう。例えば工番の場合、主収入となる4つの收号の内、少なくとも2つの收号が宦官の副知、僉知によって担当された可能性が高い。さらに收号の徴税を監督する北甲徴号、北乙徴号の担当は内差1人、勾稽1人の構成であり、ここでも宦官が枢要な位置を占めている。鄭王府の主収入である内圈子からの税収はかなりの部分が宦官によって管理されていたことになる。

しかし以上の検討では宦官が知番、副知番、僉知番に至るまでに、どのような経過を経たのか明瞭でない。これは黎鄭政権における宦官の活動範囲を知る上でも重要である。幸い『拓本集』には宦官の職務履歴を精細に記したものが幾つか含まれている。ここではその中から特に『范公家譜碑記』（『拓本集』所収 N. 1456-1459 及び N. 1466-1469）を選び宦官の任用についてさらに詳細に検討する。この碑文には稷忠侯と珥禄侯という2人の宦官の履歴が記されているが、これをまとめたものが表5、6である。

これらから黎鄭政権の宦官の任用を見ると、司礼監系官職は実際の職務とはほとんど連携しておらず、宦官としてのランクを示すものでしかない。専ら推恩や金銭を納めることによって上昇しており、実体を失って散官化していると言えよう。これに対して実質的な職務を示すのが「侍内」「奉該」「奉管」などの語句が冠されたものである。「侍内」は鄭王府内で鄭王に近侍するなど元来の宦官としての職務、もしくは鄭王府の「番」における勤務を示す。「奉該」は特定の地域、あるいは場所における徴税を委ねられたことを示し、鄭王府系の財務官僚としての勤務を表すものと考えてよい。「奉該」については表5では多数見られるが、六番成立後の表6

36) 前掲注10) 参照。

表5 稷忠侯 范公の履歴（N.1466-1469による）

| 西暦   | 年齢 | 「侍内」系     | 「奉該」系        | 「奉管」系             | 司礼監 | その他             |
|------|----|-----------|--------------|-------------------|-----|-----------------|
| 1634 | 1  |           |              |                   |     | 二男一女の次男。母姓に改める。 |
| 1647 | 14 |           |              |                   |     | 鄭林に奉侍           |
| 1652 | 19 |           |              |                   |     | 鄭根に奉侍           |
| 1660 | 27 |           |              |                   | 左提点 | 考課で優等           |
| 1671 | 38 |           |              | 奉管勝左隊兵            | 左監丞 | 左監丞職は推恩による      |
| 1674 | 41 |           |              | 奉管侍候内赶隊兵          |     |                 |
| 1674 |    |           |              | 奉管帰合州             |     |                 |
| 1675 | 42 |           | 奉該可留巡        |                   |     |                 |
| 1676 | 43 |           | 奉該外国槽        | 奉添管内左象隊兵          |     |                 |
| 1677 | 44 |           | 奉該同姥巡        |                   |     |                 |
| 1677 |    | 侍内監奉侍     |              |                   |     |                 |
| 1678 | 45 | 僉知侍内書写歩兵番 |              |                   |     | 哀牢国使            |
| 1679 | 46 |           | 奉該三岐巡        |                   |     |                 |
| 1684 | 51 | 副知侍内書写歩兵番 | 奉該鎮安府盆忙州     | 僉知公象              | 僉太監 | 考課優等により僉太監職     |
| 1685 | 52 |           |              |                   |     | 再び鄭根に奉侍         |
| 1685 |    |           |              | 知公象・奉管侍候翊中隊兵并中左象隊 |     |                 |
| 1685 |    | 侍内監奉侍     |              |                   | 都太監 | 都太監職は推恩による      |
| 1686 | 53 |           | 奉該嘉興・安西等府州十州 |                   |     |                 |
| 1689 | 56 | 侍一奉侍      |              | 副該官管後象奇兵          | 総太監 | 総太監職は入粟による      |
| 1713 | 80 |           |              |                   |     | 建碑              |

では全く見られなくなる。しかしこれは鄭王府の財政機構が縮小した結果と見なすべきではない。表1を見る限り17世紀中に「奉該」として行われていた職務が、六番成立後は各種の徴収号に吸収されているからである。むしろその都度「奉該」を任命していたのを改め、より恒久的な機関として徴収号に格上げしたために「奉該」という形式では現れなくなったと見るべきである。「奉管」とは特定部隊の「管兵」、つまり部隊長であることを示すが、表6の珥禄侯は武人としてかなりの地位に至っており、部隊と言うより一軍を率いる程になっている。これは厳密には「奉管」の範疇を越えているが、便宜上、軍事関連のものは「奉管」に含めた。

これを見る限り知番、副知番、僉知番といった官職に任用された宦官は、鄭王府において財務官僚や部隊長としての経歴を積み重ねた上で最終的に知番などの官職に任用されていたと考えられる。つまり鄭王に近侍するなどの限られた機会によって、鄭王の個人的信任を得ることのできた宦官のみが「番」の高官として拔擢されたわけではなく、鄭王府は財務官僚、部隊長としてかなり幅広く宦官を任用しており、その中から実績や経験を積んだ者が初めて知番などに任命されていたことを窺わせる。蓮田が指摘するように宦官は官僚群としてかなり重層的な

表6 珥禄侯 范公の履歴 (N. 1456-1459 による)

| 西暦        | 年齢    | 「侍内」系    | 「奉該」系 | 「奉管」系                               | 司礼監                 | その他              |
|-----------|-------|----------|-------|-------------------------------------|---------------------|------------------|
| 1694      | 1     |          |       |                                     |                     | 四男二女の次男。母姓に改める。  |
| 1713 頃    | 20 前後 |          |       |                                     |                     | 宦官として王府で奉侍       |
| 1726      | 33    |          |       |                                     |                     | 奉差奉侍尊徳王母太妃       |
| 1726 ~ 30 |       |          |       | 管内厨小水等隊                             |                     |                  |
| 1730      | 37    | 随差令史一番   |       | 奉管侍候内力士隊                            | 右提点                 | 右提点職は推恩による       |
| 1731      | 38    |          |       |                                     | 左少監                 | 恭進錢鈔による          |
| 1731 ~ 34 |       | 知令史一番侍内監 |       |                                     | 同知監事                | 侯爵。同知監事職は推恩による。  |
| 1734      | 41    | 知令史一二等番  |       | 管侍候候一併行等隊船                          |                     | 建碑。以下後年の追刻部分による。 |
| 1734 ~ 40 |       | 僉知侍内書写刑番 |       |                                     | 僉太監→<br>都太監→<br>総太監 | 司礼監職は恭進錢鈔による     |
| 1740      | 47    | 副知侍内書写戸番 |       | 管侍候衛右水奇并義勇号・奉差督領海陽京北道               |                     | 郡公爵・参督           |
| 1740 ~ 42 |       |          |       | 奉差掌督山西処                             |                     | 右校点              |
| 1742      | 49    |          |       |                                     |                     | 都督詹事（恭進錢鈔）       |
| 1743      | 50    |          |       |                                     |                     | 都校点              |
| 1743      |       |          |       | 管侍候優一優左優右并行等船                       |                     | 少保               |
| 1744      | 51    | 知侍内書写刑番  |       | 管右象奇・署副提領四城軍務事・管左象前雄等奇・奉差督領東北道統督安山道 |                     |                  |
| 1745      | 52    |          |       | 奉差鎮守山西処                             |                     | 少傅               |

厚みを持った存在であり、鄭杠による監班設置の動きはこのように官僚としての宦官に鄭王府が大きく依存していたことが背景にあると言えよう [蓮田 2005: 16]。<sup>37)</sup>

以上のことから鄭王府の財政機構では宦官がかなり幅広く活動していたことが判明した。その上で問題となるのはこれら宦官を中心とした鄭王府の財務官僚の多数が部隊長を兼任している点である。表5, 6を見るとわかるように、鄭王府の宦官は財務官僚としての職務を経ながら、並行して様々な部隊の部隊長を兼任しながら地位を上昇させている。次章ではこれの持つ意味を検討しなくてはならない。

#### IV 六番系下級官僚による徴税

前章では六番における上級官僚の人員構成を検討し、知番、副知番、僉知番を中心として宦

37) なお表4, 6では永佑年間(1735-40)を中心として「令史番」なる番が集中的に現れ、景興年間にはほとんど消滅する。これは鄭杠の監班設置の動きと関連しているように思われるが詳細は不明である。

官が多数を占めていること、さらにそれらの多くが部隊長を兼任していることを指摘した。これは鄭王府の財政機構が軍事機構と密接に結びついている可能性を想起させる。この章では該合、首合などの六番の下級官僚を見ることによって、これを検討する。

まず六番の下級官僚が黎鄭政権の官僚機構の中でどのような肩書きを持つ人々であったのかを検討しなくてはならない。『拓本集』中には六番系の下級官僚と見られる人物が現れるが極めて多数に達する上、下級官僚の肩書きは極めて簡略に記述される場合が多いため、全てを列挙することはあまり生産的でない。しかし僅かながら黎朝系官職についても比較的詳細に記している六番系下級官僚も散見する。これを抜粋したものが表7である。<sup>38)</sup>

表7に見られる六番系の下級官僚を見ると、六寺少卿（正六品）、寺丞（正七品）、同知府（正七品）、県丞（従八品）、所使（従八品）など概ね正六品以下の黎朝系官職を兼任する傾向が強いことが分かる。<sup>39)</sup> また書算科の出身者が多いことから、基本的に表4の勾稽と同質の官僚群であると考えられる。彼らの六番内における最終的到達点が勾稽であろう。問題はこれらの六番系下級官僚が兼任する黎朝系官職に実態があったのか否かである。黎朝系の中央官職については大半の官職が形骸化しており散官的性格が強いと見るべきであるが、<sup>40)</sup> 特に問題となるのは同知府、県丞、所使など地方官職を兼任している場合である。これについては2つの可能性が考えられる。1つは元々、同知府、県丞などの地方官である人々に、さらに六番の官職を付与して鄭王府の財政機構の一部として組み込んだ可能性であり、この場合、鄭王府の財政機構の末端を担ったのは府や県など黎朝系の地方官衙と見るべきであろう。もう1つは鄭王府が府や県とは別個に徴税組織を持ち、その構成員に便宜上黎朝系官職を与えただけである可能性である。この場合、府や県に代わる財政機構末端の担い手を問題とせねばならない。

これを検討するためには六番系下級官僚の勤務実態を見るのが適切であろう。そこで『詔令善政』吏属に所収の景治2年（1664）11月の「有功応除任品次例」を見ると、鄭氏系下級官僚への官品授与について以下のような記述が見られる。

- 一、勾稽文職、副勾稽文職の各員で勤務すること久しく功績があるにもかかわらず官職、官品がない場合、七品に叙任する。
- 一、該司、該合の各員で勤務すること久しく功績があるにもかかわらず官職、官品がない場合、八品に叙任する。
- 一、首合の者で勤務すること久しく功績があるにもかかわらず官職、官品がない場合、従八品に叙任する。

38) これ以外に『拓本集』所収 N. 452-455 には多数の「侍内書写」の官僚及びその妻による寄進が見られ、六番初期の人員構成を知る上で有用である。合わせて参照されたい。

39) 前掲注 35) 参照。

40) 前掲注 18) 参照。

表7 六番系の下級官僚（該合以下）

| 年号    | 西暦   | 姓名  | 肩書き                                                 | 出身 | 拓本 No.                  |
|-------|------|-----|-----------------------------------------------------|----|-------------------------|
| 慶徳2年  | 1650 | 阮文洩 | 侍内該合書写京北処参議文治伯                                      |    | 4652-4653               |
| 慶徳3年  | 1651 | 范国柱 | 侍内書写工部郎中文按子                                         |    | 4911-4912               |
| 慶徳3年  | 1651 | 陳魁  | 侍内書写大理寺少卿文禎子                                        |    | 4911-4912               |
| 盛徳4年  | 1656 | 范黄球 | 戊寅科試中書算華文正王府侍内書写賛治功臣特進金紫榮禄大夫大理寺少卿文書子                | 書算 | 3924-3925               |
| 盛徳4年  | 1656 | 范国柱 | 侍内書写工部郎中文按子                                         |    | 4917-4918               |
| 盛徳4年  | 1656 | 陳魁  | 侍内書写大理寺少卿文禎子                                        |    | 4917-4918               |
| 盛徳5年  | 1657 | 黎廷紳 | 戊辰科試中書算奉入侍内首合書写工部郎中仁嶺子                              | 書算 | 5529-5530               |
| 正和4年  | 1683 | 杜廷策 | 首合侍内書写兵番清華太僕寺寺丞詔安男                                  |    | 1240                    |
| 正和7年  | 1686 | 阮三傑 | 乙卯科試中書算侍内書写戸番進功庶郎□都屯田所所使銓沢男                         | 書算 | 714-717                 |
| 正和7年  | 1686 | 陳明剛 | 乙卯科試中書算侍内書写戸番優中進功庶郎大通前蚕桑所所使裔基男                      | 書算 | 714-717                 |
| 正和12年 | 1691 | 阮登春 | 乙卯科試中書算侍内書写侍内仍知簿                                    | 書算 | 1702-1705               |
| 正和17年 | 1696 | 鄧禎□ | 壬申科書算優分第二名該合侍内書写管堅二隊奉守安場楊舍等府寺丞茂林男                   | 書算 | 2987-2990               |
| 正和20年 | 1699 | 武佐治 | 侍選首合侍内書写水兵番鴻臚寺少卿允忠男                                 |    | 5210-5213;<br>5288-5291 |
| 正和25年 | 1704 | 朱名相 | 侍内文職嘉林県知県                                           |    | 6263-6266               |
| 永盛2年  | 1706 | 阮有信 | 侍内書写戸番扱進進功庶郎山明県県丞                                   |    | 3437-3438;<br>4228      |
| 永盛10年 | 1714 | 吳宝  | 侍内書写水兵番將仕郎龜蒙所副所使                                    |    | 162-163                 |
| 永盛15年 | 1719 | 阮登春 | 乙卯科試中書算首科侍内仍書写吏番進功庶郎符蘿県県丞歴任儒堂男                      | 書算 | 1047-1048               |
| 保泰4年  | 1723 | 阮桂  | 壬子科試中書算奉填尚書衙門都吏応務再□（削？）補御史台衙門都吏応務奉陸侍内書写工番応務祇受忠順県県丞職 | 書算 | 2156-2159               |
| 保泰5年  | 1724 | 丁延年 | 侍内書写兵番辛卯科京北処守獄所獄丞                                   | 書算 | 6372-6375               |
| 保泰11年 | 1730 | 阮   | 行右船侍内選該合侍内書写兵番殿前司典所獄丞                               |    | 5538-5541               |
| 龍徳3年  | 1734 | 鄧春暄 | 侍内選該合侍内書写兵番殿前司典所獄丞                                  |    | 461-464                 |
| 永佑元年  | 1735 | 阮寿彭 | 副首合礼番析山県県丞                                          |    | 2718,<br>2721-2722      |
| 永佑2年  | 1736 | 黎世勲 | 侍内選該合侍内書写兵番殿前司獄丞                                    |    | 4553-4555               |
| 永佑3年  | 1737 | 潘仕熙 | 首合侍内書写戸番除隣府同知府                                      |    | 2627                    |
| 永佑4年  | 1738 | 吳   | 該合令史一番歴受殿前司典所獄丞                                     |    | 812-813                 |
| 永佑5年  | 1739 | 武阮渾 | 首合侍内書写礼番古法殿少卿                                       |    | 5643-5646               |
| 景興6年  | 1745 | 周登倫 | 工番副該合永康県県丞                                          |    | 65                      |
| 景興10年 | 1749 | 高得璠 | 奉守密事該合侍内書写兵番広徳県通判                                   |    | 5403-5406               |
| 景興11年 | 1750 | 阮仕□ | 左番按吏該合永康県県丞睦義子                                      |    | 456                     |
| 景興14年 | 1753 | 黎廷豪 | 首合侍内書写兵番通政使司通政                                      |    | 3129-3130               |
| 景興33年 | 1772 | 阮嘉実 | 侍内書写戸番岐山県県丞演派男                                      |    | 3444-3445               |
| 景興36年 | 1775 | 武金瓊 | 丁卯科第二中格首合侍内書写戸番朝列大夫通政使司通政使璵忠子                       | 書算 | 2499-2500,<br>2513      |
| 景興37年 | 1776 | 何珍  | 旧任嘉定県兼理良才県知県下致顯述県尹侍内書写工番県丞                          |    | 3610-3611               |
| 景興41年 | 1780 | 高得寿 | 謹事郎首合戸番先興府同知府                                       |    | 469, 475                |
| 景興44年 | 1783 | 鄭   | 辛酉科侍左中宮太医院首番嘉行大夫宣光等処賛治承政使司丞正使軫寿男                    | 書算 | 1865-1866               |

出所：『拓本集』（*Tong tap Thac ban Van khac Han Nom*, vol. 1-7）

……(中略)……

一、「王親長宮」の勾稽文職・副勾稽・該合・首合で勤務すること久しく功績があるにもかかわらず官職、官品がない場合、九品に叙任する。<sup>41)</sup>

これによれば「番」を構成する人々に勤務実績などに応じて勾稽と副勾稽を七品、該司と該合を八品、首合を従八品、「王親長宮」の勾稽文職、副勾稽、該合、首合を九品に叙任していることがわかる。既述のように「番」の官僚の大部分が黎朝系官職を兼任していることを考えれば、ここで述べられている官品の授与は、それぞれの官品に相当する黎朝系官職に叙任するという意味であり、武人に対して散官的な武官職を授与したのと同様の措置であると考えてよい。表7に見られるような黎朝官職の兼任はその結果であろう。さらに重要なのは「王親長宮」で勤務する人々を九品に叙任している点である。「宮」とは軍事単位である軍営を指し、17世紀中は各軍営の長には主に鄭氏一族が任じられている[上田 2006: 30]。従ってこの記述は勾稽、該合、首合などの財務官僚が鄭王府内のみならず軍の駐屯地内で勤務していたことを示す。さらに『黎朝会典』兵属、屯鎮兵糧の記述を見ると駐屯地の清乂優兵、四鎮一兵などへの毎月の支給額が記されているが、その中に「各番侍内書写併提吏、各古錢三百三十文」とあり六番の官僚への支給額も記されている。これらの史料による限り、地方における六番系下級官僚の勤務地は軍の駐屯地であり、そこで部隊長を兼任する六番系高級官僚の下で勤務していたとするのが妥当である。従って六番系下級官僚が持つ黎朝系地方官職は散官的な意味合いが強く、実体を伴うものではない。さらに彼らの勤務地実態を考慮すると、府や県の官衙が地方において鄭王府の財政機構の末端としての役割を果たしていたとも考えにくい。実際に地方における徴税機構の末端を担当したのは府や県ではなく、各地に散在する軍の駐屯地であると見るべきである。

このように鄭王府の財政機構が地方において軍事機構と表裏一体となっていたとするならば、府や県といった地方官衙と如何なる関係にあったかが問題となる。そこで『百司庶務』により「県官職掌」の条を見ると以下のような記述が見られる。

内外の県官は、「員該」による「季税」の徴収、「奉差」による「租庸調」の徴収、鎮守による盗賊の取り締まりを除き、もし（それ以外の）問題があれば所轄の人々の下に到り、布告を出し、貼り出して知らせめよ。<sup>42)</sup>

41) 「一、勾稽文職・副勾稽文職各員名、奉侍日久有功未有職品、応除任七品。

一、該司・該合各員名、奉侍日久有功未有職品、応除任八品。

一、首合員人、奉侍日久有功未有職品、応除任従八品。

……(中略)……

一、諸王親長宮勾稽文職・副勾稽・該合・首合、応務日久有功未有職品、応除任九品。」

42) 「其内外諸司、除員該照収季税、奉差徴収租調（租庸調）、鎮守留守拿捉盜劫外、有某事到本轄民、応出呈奉付示帖。」

これによれば「員該」や「奉差」による徴税と鎮守による治安維持に関する紛争は県官の管轄から除外する旨が定められている。この記述から「員該」や「奉差」が徴税を担当していたことが分かるが、<sup>43)</sup>「員該」については所該と同義語であり〔桜井 1987: 185〕,「季税」は禄社からの税を意味するので、これは所該による禄社からの徴税を意味する。これらの税収は各宮の収銭号、発銭号に納入され禄社受給者に支給されたと考えられる。また「奉差」とは厳密には鎮守もしくは鎮守の属官に官員が差遣される際に用いられる差遣概念の1つであるが、ここでは奉差された官員、つまり鎮守系の官僚全般を指す。<sup>44)</sup> 前述のように各収号を管轄する人々は多くが部隊長を兼任し、六番系の地方官僚も軍の駐屯地で勤務しており、概念的には奉差官の範疇に含まれる人々である。また「租庸調」は1722年に鄭綱によって租庸調制と呼ばれる税制が導入されており、ここでは内圀子からの税を意味する。従ってこの記述は内圀子からの徴税から県官が排除され、六番系官僚及び鎮守管轄下の将臣吏などが担当していたことを示す。

もう1つ考慮しなくてはならないのは、ここで県官の職掌から外された徴税に関連する紛争をどの官衙が管轄したかということである。徴税に関する紛争は『黎朝会典』刑属、内勘訟日日期例によれば、

保泰三年（1722）に定める。所該が人々や社を糾弾したり、社の人々が不当な徴税を訴えたりした場合、番官は三日以内に事態を把握し、十日以内に調査して判決を下すこと。判決に服さず控訴する場合、さらに十日以内であれば許可する。これ以外の訴訟は受理しない。<sup>45)</sup>

とあり、1722年に所該と社の間での徴税を巡る紛争は番の官吏が受理することが定められている。このような措置がとられたのは17世紀中、戸部や府によって行われていた徴税台帳の管理が六番へと移管されたためであろう。『百司庶務』が述べる六番が受理する訴訟とはこれら徴税関連の訴訟であり、上引の『黎朝会典』の記述と整合している。つまり六番は徴税を管轄するのみでなく徴税に関する訴訟全般についても管轄権を持っていたことになる。このように黎鄭政権では、地方においても黎朝系の官衙は財政機構から排除され、軍の駐屯地が財政機構の末端としての役割を代替した結果、財政機構と軍事機構が一体化していた。<sup>46)</sup>

43) 1722年に鄭綱によって租庸調制と呼ばれる税制改革が行われている。これ以降、禄社からの税については「季税」、内圀子からの徴税は「租庸調」の呼称が一般的である。

44) 前掲注10) 参照。

45) 「保泰三年准定、所該糾民社、及社民鳴苛濫、番官洞達許三日以裡、查論許十日以裡。其未服而覆鳴者、亦許十日内。外此応停。」

46) 筆者は拙稿〔2006: 26-28〕において17世紀の鄭王府の財政機構は地方においては府県に依存したとしたが、これは撤回しなければならない。『拓本集』N. 2785を見ると1665年の段階で既に奉差官による徴税が行われている。本稿では六番設置以降（1718～）を中心に扱ったが、このような形態の財政機構は少なくとも17世紀後半の段階には基本的に成立していたとすべきである。拙稿

## お わ り に

制度面から見た場合、黎鄭政権では15世紀に成立した黎朝系の組織体系を継承しつつ、鄭王府系の組織体系が別個に形成されていたのが特徴である。この様に2つの組織体系が併存する中で鄭王府がどのような財政機構を構築していたのか、18世紀初頭に設けられた六番を中心に本稿では検討した。その結果、鄭王府の財政機構の特徴の幾つかが明らかになった。

まず六番は名称の上では六部の吏戸礼兵刑工と対応した呼称を持つものの、各番が六部の実務を継承しつつ、それぞれが別個に徴税機構、徴税地域を持ち、財政機構としての性格を併せ持っている点で、六部とはかなり性格を異にする官衙である。さらにそこで勤務する官僚群は上級官僚を中心として多くが軍隊指揮官を兼任しており、また宦官がかなりの割合を占めているのが特徴である。特に鄭王府の主収入である内圉子からの税収は過半が宦官によって管理されており、なおかつ彼らは同時に鄭王の直衛軍である侍候部隊の指揮官を兼任している例が目立つ。つまり鄭王にとって重要な部分において宦官の進出は特に著しい。六番の上級官僚はこのように財務官僚と同時に武人としての性格を強く帯びているのが特徴である。また下級官僚についても地方では軍の駐屯地において上級官僚の下で勤務していたと見られる。これらのことから黎鄭政権において徴税機構の末端の役割を果たしていたのは黎朝系の府や県ではなく、軍の駐屯地であったと考えられる。

この原因は、当時既に形骸化していた黎朝系の五軍都督府や衛所制に代わり、鄭王により新たに編成されていた軍事機構を利用しつつ、鄭王府の財政機構が構築されたためと考えられる。そのため鄭王府の組織は地方においては財政機構と軍事機構が一体化することとなり、軍の駐屯地が治安維持の拠点としてだけでなく、徴税機構の末端としての役割も帯びることになった。さらに六番それぞれ自体が支配地域を6分割して徴税を分担する仕組みを取っていることを考え合わせれば、鄭王府の財政機構は一種の軍管区制に近い体制を取っていたと言えよう。筆者は前稿〔2006: 33-39〕において黎鄭政権では府や県などの地方官衙とは別個に武人や兵士が役所を設置する動きがあることを指摘したが、その背景には軍の駐屯地が財政機構の末端として機能していたことが一因として挙げられよう。また和田や蓮田が指摘する宦官の軍事面、

↙ 稿〔同上論文：21〕で述べたような1618年の徴税体系の混乱は黎朝系組織と鄭氏系組織が衝突した結果と見るべきであろう。しかし黎朝系組織を排除しつつ財政、軍事機構の強化を図った鄭王府が、なぜ一方で「非例官署」の排除を図ったのかという疑問が残る。これについては今後の課題であるが、表5,6を見るとわかるように当時の武人、財務官僚がかなりの頻度で転任を繰り返していることは考慮すべきであろう。このような措置は彼らの封建領主化防止には有効であったろうが、一方で地方統治を在地の士人層に依存する傾向を強めたのではなかろうか。その結果が「非例官署」の乱立とするならば、これは在地有力者層の活動と密接に結びついていたことになる。鄭王はこのような地方政治の「私物化」を阻止するために非例官署の排除を図ったのではなかろうか。

財政面での活動も、鄭王府の軍事機構、財政機構が一体化しており、そこで活動する宦官が両者の職務を並行して行っていたとすれば容易に説明できる。例えば黎鄭政権末期の代表的宦官の1人である黄五福も『全書』景興4年(1743)2月条によれば刑番で勤務していたのを拔擢されて一軍の指揮を委ねられている。

問題はなぜ財政機構、軍事機構の中でかくも広範に宦官が用いられたのかという点である。これについては政治面からの本格的な考察を待たねばならないが、蓮田が指摘するように明朝における宦官の活動と類似する部分は大きい[蓮田 2005: 15; 野田 1993: 50]。しかし明朝と異なるのは制度面から見た場合、鄭王府にはそもそも「内廷」「外朝」の区別が見受けられないことである。これについては官僚集団としての宦官の主たる活動の場となった鄭王府の財政機構、軍事機構はいずれも黎朝制度体系の「外側」に設けられたものであって、法制度的には鄭王の私的な組織に過ぎなかった点を考慮する必要がある。鄭王には黎朝皇帝を推戴している立場上、黎朝朝廷とは別個に「外朝」に相当する公的な官衙を設けることに制約がある。そのような状況の中で鄭王府の組織拡充、機能充実が図られたため、「内廷」「外朝」の区別がないままに鄭王の私的組織を拡大していくこととなり、結果として鄭王の家内財政を取り仕切っていた宦官がそのまま活動範囲を広げていくことにつながったのではなかろうか。

#### 参 考 文 献

- Do Duc Hung. 1995. Trinh Cuong, Nguyen Cong Hang va cuoc cai cach tai chinh o Dang Ngoai dau the ky 18. In *Chua Trinh — vi tri va vai tro lich su*, edited by Ban Nghien cuu va Bien soan Lich su Thanh Hoa, Vien Su hoc Viet Nam, pp. 157-172. Thanh Hoa.
- 藤原利一郎. 1967. 「黎末史の一考察 —— 鄭治下の政情について」『東洋史研究』26 (1) (補訂して原題のまま[藤原 1986]に再収)
- . 1968. 「ヴェトナムにおける丁賦制の成立について」『田村博士頌寿東洋史論叢』京都: 田村博士退官記念事業会(「ヴェトナムにおける丁賦制の成立」として[藤原 1986]に再収)
- . 1986. 『東南アジア史の研究』東京: 法蔵館(上記2論文の引用ページはこの書による)
- 蓮田隆志. 2005. 「17世紀ベトナム鄭政権と宦官」『待兼山論叢』39 史学篇: 1-23.
- 片倉 穰. 1987. 『ベトナム前近代法の基礎的研究』東京: 風間書房.
- Le Dinh Sy. 1995. Ve binh che — to chuc quan doi cua trieu chinh vua Le chua Trinh. In *Chua Trinh — vi tri va vai tro lich su*, edited by Ban Nghien cuu va Bien soan Lich su Thanh Hoa, Vien Su hoc Viet Nam, pp. 297-304. Thanh Hoa.
- Le Kim Ngan. 1974. *Che do chinh tri Viet Nam the ky 17 va 18*. Saigon: Phan khoa Khoa hoc Xa hoi, Vien Dai hoc Van Hanh.
- 桃木至朗. 1991. 「書評論文 桜井由躬雄著『ベトナム村落の形成 —— 村落共有田＝コンディエン制の史的展開』」『東南アジア —— 歴史と文化』20: 77-101.
- Nguyen Duc Nhue. 1997. Tim Hieu to chuc 'Phien' trong bo may Nha nuoc thoi Le Trung hung. *Nghien cuu Lich su* 294: 46-51.
- Nguyen Thanh Nha. 1970. *Tableau economique de Viet Nam aux 17e et 18e siècle*. Paris: Editons Cujas.
- Nguyen Van Nguyen. 2006a. Thuc trang van de nguy tao nien dai trong thac ban van bia Viet Nam. *Tap chi Han Nom* 74: 28-34.
- . 2006b. Nhung thu thuat nguy tao nien dai trong thac ban van bia. *Tap chi Han Nom* 75: 23-33.

- 野田 徹. 1993. 「明朝宦官の政治的地位について」『九州大学東洋史論集』21: 47-64.
- 桜井由躬雄. 1987. 『ベトナム村落の形成——村落共有田＝コンディエン制の史的展開』東京：創文社.
- Taylor, K. W. 1987. The Literati Revival in 17th Century Vietnam. *Journal of Southeast Asian Studies* 18: 1-23.
- Truong Huu Quynh. 1983. *Che do ruong dat o Viet Nam the ky 16-18*, vol. II. Hanoi: Nxb Khoa hoc Xa hoi.
- 上田新也. 2006. 「17 世紀ベトナム黎鄭政権における国家機構と非例官署」『南方文化』33: 21-42.
- 和田正彦. 1978. 「ベトナム黎朝末阮初の宦官について」『言語文化研究所紀要』10: 23-44.
- 八尾隆生. 1989. 「ヴェトナム黎朝聖宗期の軍事体制」『南方文化』16: 31-56.